

令和7年度（一社）全国測量設計業協会連合会 関東地区協議会及び東京地区協議会との意見交換会

日時：令和7年11月17日（月）14：00～15：30
場所：ホテルブリランテ武藏野「エメラルドA」

議 事 次 第

司 会：関東地方整備局 企画部
技術管理課 課長補佐

1. 開 会

2. 挨 捶

- (1) 関東地方整備局 企画部長
- (2) (一社) 全国測量設計業協会連合会 関東地区協議会会长

3. 関東地方整備局からの説明事項

- (1) 関東地方整備局の取組について
- (2) 測量業行政の現状について

4. 意見・要望

- (1) 県内本店業者のさらなる活用として、地元本店業者への原則発注について
- (2) 熱中症防止に対する経費計上及び工期確保について
- (3) 優良業務・優良技術者 局長表彰に関する要望

5. 自由討議

6. 閉 会

- (一社) 全国測量設計業協会連合会 東京地区協議会会长

配付資料一覧

- 1) 一般社団法人 全国測量設計業協会連合会 配付資料
 - ・意見交換会提案議題 ······ 【全測連 資料-1】

- 2) 関東地方整備局 配付資料
 - ・関東地方整備局の取組について ······ 【整備局 資料-1】
 - ・測量業行政の現状について ······ 【整備局 資料-2】
 - ・関東地方整備局 回答 ······ 【整備局 資料-3】

**令和7年度（一社）全国測量設計業協会連合会
関東地区協議会及び東京地区協議会との意見交換会 出席者名簿**

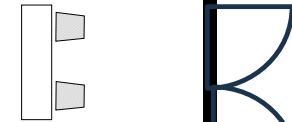
令和7年11月17日

■ (一社) 全国測量設計業協会連合会				■ 関東地方整備局	
関東地区協議会					
(公社) 茨城県測量・建設コンサルト協会 会長	いとう しまさ 伊藤 吉正	監事	企画部長	たなか かつなお 田中 克直	
〃 副会長	みかみ やすひこ 三上 靖彦	構成員	企画部 技術調整管理官	むとう けんじ 武藤 健治	
(一社) 栃木県測量設計業協会 会長	とべ やすひこ 戸部 康彦	監事	企画部 技術開発調整官	みやさか ひろし 宮坂 広志	
〃 副会長	かめわだ のぶあき 亀和田 信明	構成員	建設部 建設産業第二課長	こづか きよし 小塙 清之	
(一社) 群馬県測量設計業協会 会長	たむら よしかず 田村 義一	理事	企画部 技術管理課長	もり 森 よしのり 森 芳徳	
〃 副会長	すぎやま たかし 杉山 崇	構成員	企画部 技術管理課 課長補佐	たなか ひでお 田中 英雄	
(一社) 埼玉県測量設計業協会 会長	おいかわ おさむ 及川 修	副会長	企画部 技術管理課 課長補佐	くさかべ じゅんこ 日下部 淳子	
〃 副会長	かさはら たかし 笠原 俊也	構成員	企画部 技術管理課 課長補佐	ますだ たかし 増田 祐	
(公社) 千葉県測量設計業協会 会長	よこうち けん 横打 研	理事			
〃 副会長	しば かずのり 柴 一規	構成員			
(一社) 神奈川県測量設計業協会 会長	ちば 千葉 ふたつ 千葉 一	会長			
〃 副会長	いわさき としあき 岩崎 敏明	構成員			
(一社) 山梨県測量設計業協会 会長	もちづき じいと 望月 俊人	副会長			
〃 副会長	みやした おさむ 宮下 修	構成員			
(一社) 長野県測量設計業協会 会長	よしたけ ゆきひと 吉竹 行仁	理事			
〃 副会長	こやま ただたか 小山 恒孝	構成員			
(公社) 千葉県測量設計業協会 事務局長	はやかわ なおき 早川 直樹				
東京地区協議会					
(一社) 東京都測量設計業協会 会長	もとじま てつや 本島 哲也				
〃 常務理事	せきぐち とおる 関口 徹				
〃 理事	おく むら ひで あき 奥村 秀昭				
〃 事務局長	とがみ まなぶ 戸上 学	東京地区協議会事務局			

(一社)全国測量設計業協会連合会 関東地区協議会及び東京地区協議会との意見交換会
座席表

戸上学	杉山崇	亀和田信明	宮下修	関口徹	岩崎敏明	笠原俊也	三上靖彦	柴一規	小山忠孝	早川直樹
事務局長	副会長	副会長	副会長	常務理事	副会長	副会長	副会長	副会長	副会長	事務局長
東京	群馬	栃木	山梨	東京	神奈川	埼玉	茨城	千葉	長野	千葉

スタッフ席



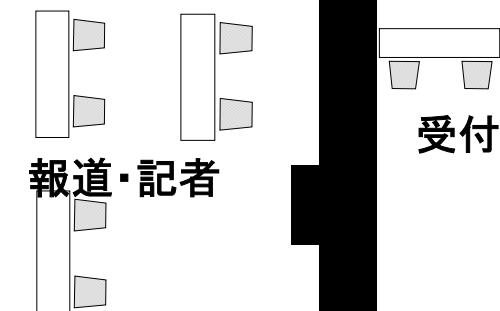
奥村秀昭	田村義一	戸部康彦	望月俊人	本島哲也	千葉二	及川修	伊藤吉正	横打研	吉竹行仁
理事	会長【理事】	会長【監事】	会長【副会長】	会長	会長【会長】	会長【副会長】	会長【監事】	会長【理事】	会長【理事】
東京	群馬	栃木	山梨	東京	神奈川	埼玉	茨城	千葉	長野

測協

企画部	企画部	企画部	企画部長	企画部	建設部	企画部	企画部
技術管理課	技術管理課	技術開発		技術調整	建設産業	技術管理課	技術管理課
課長補佐	課長補佐	調整官		管理官	第二課課長	課長	課長補佐

日下部淳子 田中英雄 宮坂広志 田中克直 武藤健治 小塙 清之 森 芳徳 増田崇

整備局



報道・記者

(事務局)		
-------	--	--

受付

令和7年度(一社)全国測量設計業協会連合会関東地区協議会及び東京地区協議会との意見交換会(進行表)

令和7年11月17日(月)14:00～15:30 於:「ホテルブリランテ武蔵野」2階 (エメラルドA)

時 間	内 容		発言者	配付資料
14:00	開会		(進行:増田課長補佐)	
～ 14:10 (10分)	挨拶	関東地方整備局	関東地整 田中企画部長	
		一般社団法人 全国測量設計業協会連合会 関東地区協議会	関東地区協議会 千葉会長	
14:10 ～ 14:10 (分)	出席者紹介 ※資料確認含む			出席者一覧・配席図
《情報提供》				
14:10 ～ 14:20 (10分)	関東地方整備局の取組			
	関東地方整備局の取り組みについて	企画部 森 技術管理課長	【整備局 資料-1】	
	測量業行政の現状について	建設部 小塚 建設産業第二課長	【整備局 資料-2】	
《意見交換》				
〔協会側テーマ〕				
14:20 ～ 14:50 (30分)	1 県内本店業者のさらなる活用として、地元本店業者への原則発注について 2 熱中症防止に対する経費計上及び工期確保について 3 優良業務・優良技術者 局長表彰に関する要望		協会提案説明: 1)関東地区協議会 横内会長(千葉) 2)関東地区協議会 望月会長(山梨) 3)東京地区協議会 本島会長 回答: 企画部 森 技術管理課長	【全測連 資料-1】 【整備局 資料-3】
〔自由討議〕				
14:50 ～ 15:25 (35分)	1 高度な技術を要し地元企業単独では対応できないことが想定される業務において、地元企業とのJVを発注条件に加える件について 2 テクリス登録について 3 高水流量観測、痕跡調査業務のさらなる単価向上及び高水流量観測、痕跡調査業務の実績を総合評価入札における災害対応実績とする件について 4 低入札調査基準価格の改定について 5 測量技術者単価の継続的上昇と予算拡大に関する要望について 6 諸経費率の見直しと内訳の明示について		協会提案説明: 1)関東地区協議会 三上副会長(茨城) 2)関東地区協議会 岩崎副会長(神奈川) 3)関東地区協議会 望月会長(山梨) 4)関東地区協議会 岩崎副会長(神奈川) 5)東京地区協議会 関口常務理事 6)東京地区協議会 関口常務理事 回答: 企画部 森 技術管理課長	
《閉会》				
15:25 ～ 15:30 (5分)	挨拶	一般社団法人 全国測量設計業協会連合会 東京地区協議会	東京地区協議会 本島会長	

令和7年11月17日

(一社) 全国測量設計業協会連合会
関東地区協議会
東京地区協議会

令和7年度関東地方整備局との意見交換

《意見・要望》

1 県内本店業者のさらなる活用として、地元本店業者への原則発注について

(一社) 全国測量設計業協会連合会関東地区協議会は、関東地方整備局といわゆる災害協定を締結していますが、近年、国土交通省の各事務所と地元測量設計業協会とが災害協定を締結することも多くなっています。事務所においても、地元測量設計業協会会員を地域の守り手としてご認識いただいているものと思量しますが、万一の際の災害関連業務支援を円滑に実施するためにも、地元本店業者の経営安定・拡大が不可欠であります。

県内本店業者への発注のさらなる拡大のため、国土交通省の各事務所発注の測量業務においては、原則、県内本店を応募要件とすることを要望します。

2 熱中症防止に対する経費計上及び工期確保について

令和 7 年 6 月 1 日施行の改正労働安全衛生規則では、熱中症対策として事業者が講ずべき措置等について新たな規定が設けられました。測量作業においては、今まで以上に注意を払い、作業者へのさらなる周知、空冷チョッキ等の装備による現場での冷却対策など、熱中症防止に努めているところですが、新たな費用が生じていることから、これら対策にかかる費用計上をお願いします。

また、作業者の健康障害を防ぐ対策として、特に山地や炎天下など現場条件の厳しい箇所での作業においては、一日おきあるいは、数時間のみといった設定も必要と思われますので、一定期間の工期の確保及び作業時間短縮による単価の見直し（歩掛又は変化率）について配慮をお願いします。

3 優良業務・優良技術者 局長表彰に関する要望

1. 測量業務における表彰件数の減少について

令和6年度の局長表彰において、測量業務の受賞件数は3件に留まりました。これは例年の10~15件と比較して著しく少なく、業界として大変残念に感じております。一方、土木関係建設コンサルタント業務では49件の受賞があり、増加傾向にあることは承知しております。

本表彰は企業にとって最高の栄誉であると同時に、技術者にとっては目指すべき目標であり、日々の業務への励みとなるものです。測量業務に従事する技術者の努力と成果が十分に評価されなかつたことは、業界としても反省すべき点と捉えております。

2. 測量技術者の特性と成果について

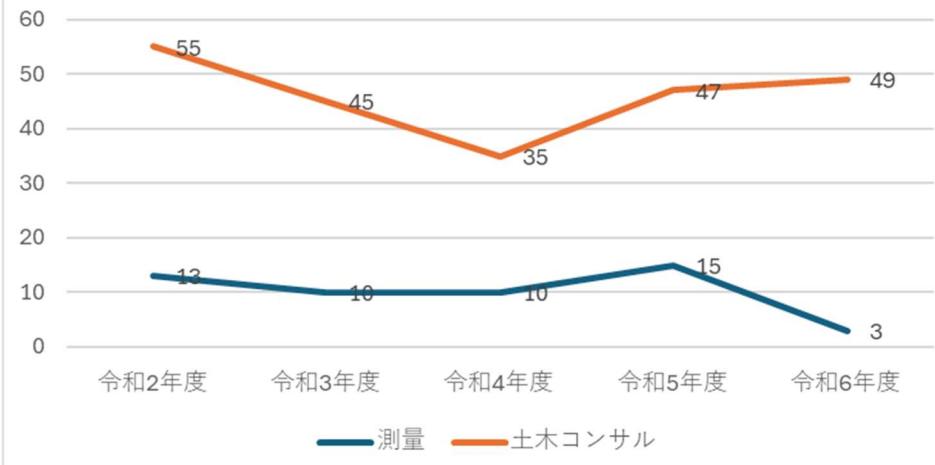
測量技術者は、コンサルタント技術者と比べてプレゼンテーション能力に劣る面があるかもしれません、現場においては経験と実績に基づく高い技術力を有しております。困難な条件下でも精度の高い成果物を作り上げております。朴訥ながらも誠実に業務に取り組む姿勢は、公共事業の品質確保に大きく貢献していると確信しております。

3. 表彰評価項目の開示と改善点のご教示について

つきましては、測量業務における表彰の評価項目をご教示いただきたくお願い申し上げます。評価基準を明確にすることで、業界としても改善点を把握し、技術者育成や業務品質向上に努めることができます。

また、昨年度の競争入札件数においては、土木関係建設コンサルタント業務580件に対して測量業務177件と、約30パーセントの割合となっております。表彰件数についても、業務の重要性と発注規模に応じて、同程度の割合で評価がなされるようご指導賜りますようお願い申し上げます。

関東地方整備局長表彰の件数推移



《自由討議》

1 高度な技術を要し地元企業単独では対応できないことが想定される業務において、地元企業との JV を発注条件に加える件について

高度な技術を要する業務を発注する際には、地元企業の経験値の向上を図り、地元企業の育成につなげられるよう、例えば航空レーザー測量業務の補備測量等（ドローンを用いた測量、地上レーザー、マルチビーム等）については地元企業への発注を優先とし、地元企業との JV を発注条件にするなどの対応をお願いします。

2 テクリス登録について

現在、契約金額税込み 100 万円以上の業務について登録が義務化されておりますが、これを任意登録とする制度変更をご検討いただきたく存じます。

○ 要望理由

- 1 テクリスへの登録には相当な手間と時間を要し、特に中小事業者にとっては人的・時間的なリソース確保が難しい状況です。
- 2 登録作業の効率化が困難な中、義務登録が継続されることで生産性向上に逆行する状況が見受けられます。
- 3 一部の業務においては、登録による波及的な効果（評価向上、再受注機会の増加など）が限定的であり、負担とのバランスが取れない例も見受けられます。
- 4 任意登録とすることで、登録すべき業務に集中した効率的な情報整備が可能になると考えられます。

以上の理由により、受注者側の負担軽減および実務の合理化を目指し、登録の任意化についてご検討賜りますようお願い申し上げます。

3 高水流量観測、痕跡調査業務のさらなる単価向上及び高水流量観測、痕跡調査業務の実績を総合評価入札における災害対応実績とする件について

近年、流量観測業務の入札不調が見られるようになってきました。原因の一つとして作業が過酷であること、また働き方改革の浸透や若手作業者の減少により、高水流量観測や痕跡調査に対応できないと認識されてきたものと推察いたします。高水流量観測は危険個所において夜間かつ長時間になることが多く、敬遠されがちと推察いたします。さらには台風が来るたびに毎回準備し待機することも負担となっているものと思います。痕跡調査においても、高水流量観測の翌日に着手となります。体力を消耗した後の炎天下の調査ということで、同じく敬遠されがちと推察いたします。このような状況を改善するためには、両作業の待遇の改善が最も効果的であると考えます。以下に2点要望いたします。

- (1) 両業務の単価向上をお願いいたします。
- (2) 両業務の実績を総合評価入札における災害対応実績と同じ扱いとしていただくことをお願いいたします。

両業務は、緊急性高い成果を収めることができが要請されることから、通常の災害対応と変わらない作業と認識いたします。

4 低入札調査基準価格の改定について

中央公契連（中央公共工事契約制度運用連絡協議会）が設定する低入札価格調査基準は、実際の測量コストや市場の変動を十分に反映しておらず、適正な利潤の確保が困難で、品質や安全性の維持にも支障をきたしています。企業が持続可能な経営を行えるよう、工事と同様の基準で諸経費の算入率を引き上げ、適正な基準設定を強く要望します。

また、市町村においては最低制限価格の設定が未実施の地域も残っており、低価格入札による品質低下が懸念されることから、業界全体の健全な経営を守るためにも、市町村への技術的助言もお願い申し上げます。

5 測量技術者単価の継続的上昇と予算拡大に関する要望について

今年度の測量技術者単価が平均で 9.3% 上昇したことにつきまして、貴省のご評価とご配慮に深く感謝申し上げます。

測量業務に従事する技術者は、防災・減災に資する専門職として、平時における地形変異やインフラ老朽化の調査、災害発生直後の緊急対応、さらには復旧・復興に至る長期的な支援まで、貴省のご期待に応えるべく邁進しております。

一方で、全体発注量の増加が伴っておらず、単価上昇にもかかわらず業務量が減少し、結果として技術者の実質所得の減少を懸念しております。

厳しい財政状況の中、予算拡大が難しいことは重々承知しておりますが、業界の健全な発展のために、予算拡大を強く願っております。

6 諸経費率の見直しと内訳の明示について

測量会社として発注者の期待に応える成果物の作成を最優先にしつつも、技術者への適正な給与確保も非常に重要であり、昨今の物価高騰により一般経費の上昇も著しいことから、継続的会社運営への影響が懸念されております。

その中で、昨年度の業界の要望にお応えいただき、諸経費率を見直していただきましたこと、感謝申し上げます。

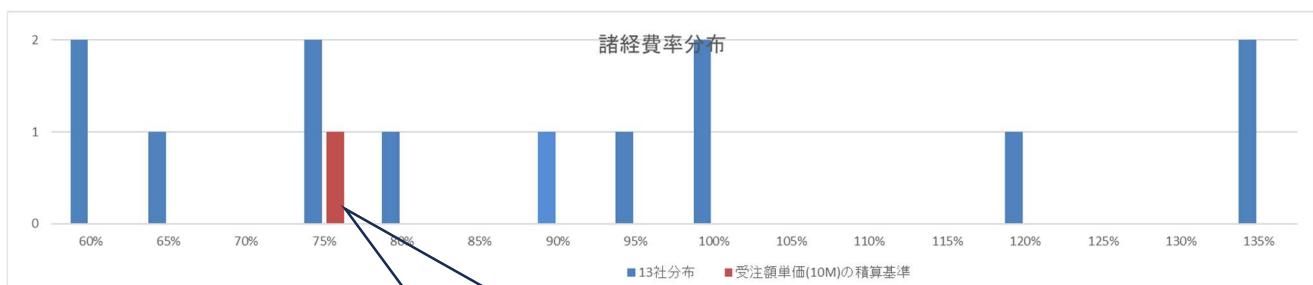
そこで、諸経費を適切に活用すべく、協会会員間で間接費の内訳やその在り方について精査を始めました。現時点では実績数値のサンプルが限られており、十分な傾向把握には至っておりません。添付の表にて現状の一部をお示ししております。

引き続き取り組んでまいりますので、各項目においてどの程度の割合を設定されているか、ご教示いただければ幸いです。

あわせて、今後も継続的な引き上げをご検討賜りますようお願い申し上げます。

参考資料

1	測量作業費	52.7%	28	各種セキュリティ対策	1.2%
2	直接測量費		29	教育研修・指導費	1.2%
3	直接人件費	38.8%	30	提案・プロポーザル費	1.3%
4	基本給相当額		31	その他間接測量費	9.2%
5	諸手当		32	一般管理費等	
6	賞与相当額		33	一般管理費	
7	事業主負担額		34	役員報酬	3.7%
8	材料費	2.0%	35	従業員給与手当	6.7%
9	機械経費	2.3%	36	退職金	0.5%
10	直接経費		37	法定福利費	4.0%
11	旅費交通費	1.4%	38	福利厚生費	0.5%
12	基地関係費	1.1%	39	事務用品費	0.4%
13	安全費	0.4%	40	通信交通費	0.5%
14	電子成果品作成費	0.3%	41	動力用水光熱費	0.2%
15	その他	5.3%	42	広告宣伝費	0.2%
16	技術管理費		43	交際費	0.4%
17	精度管理費	0.3%	44	寄付金	0.1%
18	成果検定比	0.6%	45	地代家賃	2.3%
19	諸経費 89.8%	47.3%	46	減価償却費	0.9%
20	間接測量費		47	保険料	1.4%
21	動力用水光熱費	0.5%	48	環境対策費	0.1%
22	登記記録調査	0.3%	49	雑費	1.1%
23	外注発注事務費	1.0%	50	付加利益	6.8%
24	オンライン電子納品	0.5%	51	法人税、地方税、株主配当金	
25	情報共有システム費用	0.8%	52	役員賞与金、内部保留金、	
26	OA機器	1.1%	53	支払利息及び割引料、支払保証料	
27	熱中症対策費用	0.5%	54	営業外費用	



1社当たりの加重平均受注額を、1,000万円と
想定した積算基準による諸経費率 78.2%

関東地方整備局の取組について

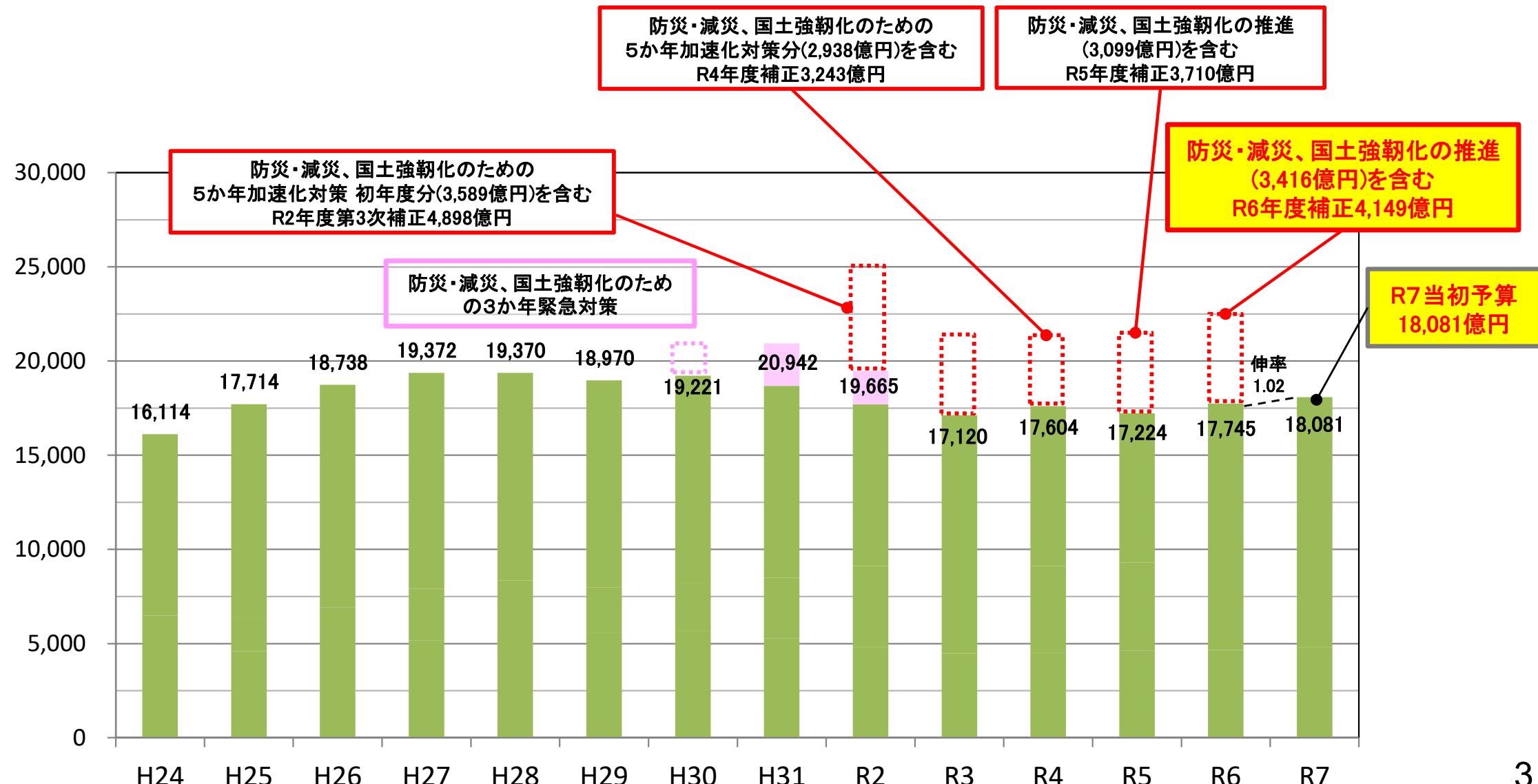
令和7年11月17日
国土交通省 関東地方整備局

1. 令和7年度 予算の概要
2. 令和8年度 国土交通省予算概算要求
3. 関東地方整備局における2025年度の取組み等
4. 品確法の改正と運用指針の策定、指標の見直し
5. 国土形成計画(全国計画・広域地方計画)

1. 令和7年度 予算の概要

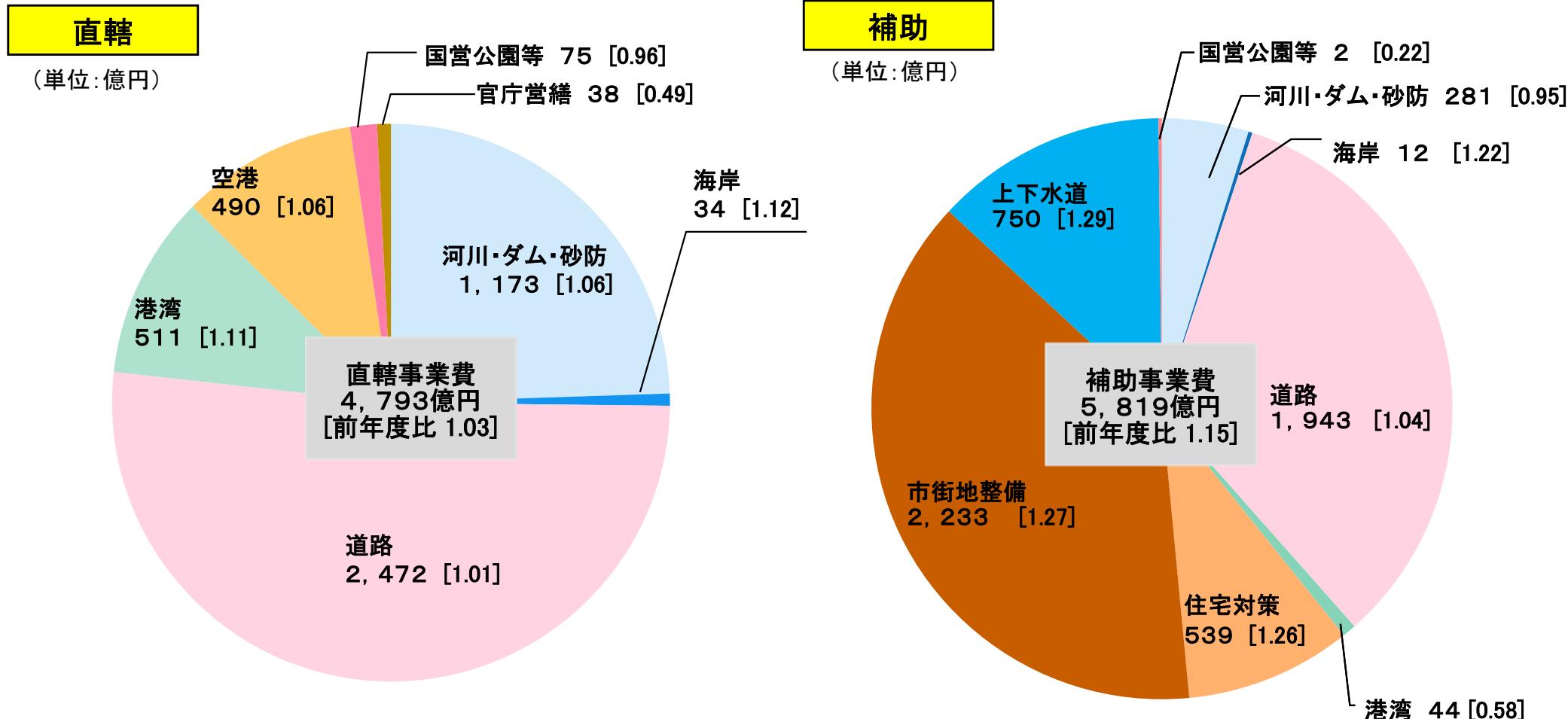
○令和6年度補正予算は、防災・減災、国土強靭化の推進(3,416億円)を含め、4,149億円。

○令和7年度当初予算は、1兆8,081億円(対前年度比1.02)。



関東地方整備局の令和7年度予算

○令和7年度の当初予算は1兆8,081億円(前年度比1.02)。



※ [括弧書き] は、対前年度比

※ 計数はそれぞれ四捨五入しているため、端数において合計とは一致しない場合がある。

2. 令和8年度 国土交通省予算概算要求

1. 国費総額

(1) 一般会計 7兆 812億円 (1. 19倍)

公共事業関係費 6兆2, 820億円 (1. 19倍)

○一般公共事業費 6兆2, 403億円 (1. 19倍)

○災害復旧等 416億円 (1. 00倍)

非公共事業 7, 992億円 (1. 18倍)

○その他施設費 873億円 (1. 49倍)

○行政経費 7, 119億円 (1. 15倍)

(2) 東日本大震災復興特別会計 367億円 (0. 60倍)

2. 財政投融资 1兆6, 413億円 (1. 23倍)

○ 上記の他、下記項目については、事項要求を行い、予算編成過程で検討する。

- ・ 第1次国土強靭化実施中期計画に基づく取組の推進に必要な経費
- ・ 労務費確保の必要性や近年の資材価格の高騰の影響等を考慮した公共事業等の実施に必要な経費
- ・ 北陸新幹線（敦賀・新大阪間）の新規着工に要する経費
- ・ 一般会計から自動車安全特別会計への繰戻しに係る大臣間合意を踏まえた更なる増額
- ・ 日米協力を踏まえた造船についての強靭なサプライチェーンの構築に必要な経費

第1次国土強靭化実施中期計画【概要】

第1章 基本的な考え方

- 防災・減災、国土強靭化の取組の切れ目ない推進
- 近年の災害(能登半島地震・豪雨、秋田・山形豪雨、台風10号、日向灘地震等)
- 5か年加速化対策等の効果(被害軽減・早期復旧への貢献、地域防災力の高まり等)
- 状況変化への対応(3つの変化(災害外力・耐力、社会状況、事業実施環境)への対応)

(災害外力・耐力の変化への対応)	(人口減少等の社会状況の変化への対応)	(事業実施環境の変化への対応)
<ul style="list-style-type: none"> ● 気候変動に伴う気象災害への「適応」と「緩和」策の推進 ● 最先端技術を駆使した自立分散型システムの導入 ● グリーンインフラの活用の推進 ● 障害者・高齢者・こども・女性・外国人等への配慮 ● 埼玉県八潮市の道路陥没事故を踏まえたインフラ老朽化対策の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地方創生の取組と国土強靭化の一体的推進 ● フェーズフリー対策の積極的導入 ● 地域コミュニティの強化、ハード・ソフト対策の推進 ● まちづくり計画と国土強靭化地域計画の連携強化 ● 積雪寒冷地特有の課題への配慮、条件不利地域における対策強化、「半島防災・強靭化」等の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ● 年齢や性別にとらわれない幅広い人材活用 ● 革新的技術による自動化・遠隔操作化・省人化 ● 気象予測精度の向上と社会経済活動の計画的抑制 ● 安全確保に伴う不便・不利益への社会受容性の向上 ● フェーズフリーな仕組みづくりの推進 ● 広域連携体制の強化、資機材仕様の共通化・規格化

第2章 計画期間 令和8年度から令和12年度までの5年間

第3章 計画期間内に実施すべき施策 (全326施策)

- 第4章の施策の他、施策の推進に必要な制度整備や関連計画の策定等の環境整備、普及啓発活動等の継続的取組、長期を見据えた調査研究等について、目標を設定して取組を推進

	I. 防災インフラの整備・管理	II. ライフラインの強靭化	III. デジタル等新技術の活用	IV. 官民連携強化	V. 地域防災力の強化
主な施策の内容・目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別避難計画作成 ・ 情報科学を活用した地震調査研究プロジェクト 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 迅速な航路啓開のための体制の整備 ・ 衛星通信システムに関する制度整備等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ マイナンバーカードを活用した避難所運営効率化等 ・ 矯正施設のデジタル無線機の適正な稼働 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 病院におけるBCPの策定 ・ 災害保険や民間の防災・減災サービスの活用・啓蒙活動の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体における災害用井戸・湧水等の活用 ・ 「世界津波の日」を含む防災への意識向上のための普及啓発活動

※複数の柱に位置付けられた施策があるため、各柱の施策数の合計は全施策数と一致しない。

第4章 推進が特に必要となる施策 (全114施策 (234指標))

1 施策の内容

- 施策の目標は、南海トラフ地震が30年以内に発生する確率(8割程度)等に鑑み、一人でも多くの国民の生命・財産・暮らしを守るため、**おおむね20年から30年程度を一つの目安**として、検討・設定。長期目標の達成に30年超の期間を要する施策においても、地域ごとに異なる災害リスクの実情や緊急性等を踏まえ、早期に効果を発揮できるよう、優先順位・手法を検討の上、実施

	I. 防災インフラの整備・管理	II. ライフラインの強靭化	III. デジタル等新技術の活用	IV. 官民連携強化	V. 地域防災力の強化
主な施策の内容・目標	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中小河川も含めた洪水・内水ハザードマップ等の水災害リスク情報の充実 ○ 関係府省庁の枠を越えた流域治水対策等の推進 ○ 障害者・高齢者・こども・外国人等に配慮した災害情報提供の強化 ○ 発災後の残存リスクの管理 ○ 予防保全型メンテナンスへの早期転換 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 予防保全型メンテナンスへの早期転換 ○ 広域支援に不可欠な陸海空の交通ネットワークの連携強化 ○ 上下水道システムの耐震化を始めとした耐災害性の強化 ○ 送電網の強化及び自立分散型の電源・エネルギーの活用 ○ 通信システムの災害時自立性の強化 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国の地方支分部局等の資機材の充実(警察・消防・自衛隊・TEC-FORCE等) ○ 一元的な情報収集・提供システムの構築 ○ フェーズフリーなデジタル体制の構築 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活の基盤となる住宅・建築物の耐震化 ○ 密集市街地や地下街等の耐震化・火災対策の推進 ○ 保健・医療・福祉支援の体制・連携強化 ○ 立地適正化計画等と連携した国土強靭化施策の推進 ○ 國土強靭化と地方創生の一体的推進による地域防災力の強化 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ スフィア基準等を踏まえた避難所環境の抜本的改善 ○ 国等によるパッショ型支援物資の分散備蓄の強化 ○ 避難所や教育の現場となる学校等の耐災害性強化 ○ 避難所等における自立分散型の電源・エネルギー・システムの構築 ○ 発災時における民間・NPO・ボランティア等の活動環境の整備 等

2 対策の事業規模

- 「推進が特に必要となる施策」の事業規模は、**今後5年間でおおむね20兆円強程度を目標とし、今後の資材価格・人件費高騰等の影響については予算編成過程で適切に反映**。各年度の取扱いについては、**今後の災害の発生状況や事業の進捗状況、経済情勢・財政事情等を踏まえ、機動的・弾力的に対応**。
- (I. 防災インフラの整備・管理: おおむね5.8兆円、II. ライフラインの強靭化: おおむね10.6兆円、III. デジタル等新技術の活用: おおむね0.3兆円、IV. 官民連携強化: おおむね1.8兆円、V. 地域防災力の強化: おおむね1.8兆円)

第5章 フォローアップと計画の見直し

- 毎年度の年次計画を通じたフォローアップの実施(「評価の在り方」を適用)
- 災害から得られた知見の継承、対策の課題・効果の取りまとめ・発信
- 実施に際し、真に必要な財政需要に安定的に対応するため、地域の実情も踏まえ、受益者による負担の状況を念頭に置きつつ、事業の進捗管理と財源確保方策の具体的な検討を開始
- 巨大地震の被害想定地域や条件不利地域は、関連計画のフォローアップと連携
- 事業実施環境の整備に向けた取組の強力な推進、評価に必要なデータ収集の推進

3. 関東地方整備局における2025年度の取組み等

- 建設産業は、「社会資本の整備・管理の担い手」であるとともに、災害時における「地域の守り手」として、国民生活や社会経済を支える極めて重要な役割を担っています。
- 関東地方整備局は、建設産業がその役割を持続的に果たし続けられるよう、2025年度も下記の4つの柱で、さまざまな施策を推進します。

01

受注機会の確保

① R6補正・R7当初予算による
計画的な工事発注

② 入札・契約、総合評価の工夫

【1】受注機会の確保

－直轄実績を持たない企業の新規参入促進
－括審査方式を積極実施

【2】適切な競争環境の確保

－技術者評価の対象となる工事成績の対象期間を
4→8年に延長
－企業の工事成績の差異を適正に評価

【3】企業の技術者運用の柔軟化

－参加表明段階で配置予定技術者の提示を
求めない方式を導入
－女性技術者・若手技術者を活用しやすくする
運用改善

③ 国道4号強靭化フレームワーク
モデル工事の実施

02

担い手確保の 取り組み強化

① 柔軟な週休2日の運用

② 若手・女性技術者奨励賞の創設

③ 安全管理推進技術者等認定制度の
創設

④ 建設業の魅力向上のための
産官学連絡協議会の創設

⑤ 学校関係者に向けた現場見学
コーナーを開設(関東地整HP)

⑥ 総合評価の工夫

－若手／女性技術者の活用に対する加点評価
－WLB認定企業の加点評価対象工事の拡大

03

現場の環境改善 ・効率化の推進

① 国と県・政令市の工事関係書類の
統一

② 工事書類スリム化等のさらなる徹底
(ガイドライン改定)

③ 適切な設計変更のさらなる徹底
(ガイドライン(総合版)の改定)

④ 女性技術者の交代運用の柔軟化

⑤ 快適トイレの「質の向上」を図る
積算上の工夫

⑥ 熱中症対策等に資する
週休2日制の運用の柔軟化

⑦ 小規模工事へのICT施工の普及
強化のための取組みパッケージ

04 自治体等への第三次担い手三法の浸透

① 発注者協議会でのマネジメント強化

－取組推進のための指標の拡充
－自治体の取組み好事例の水平展開
－発注者心得(仮称)の作成(予定)

熱中症特設サイトの開設について

サイトマップ | リンク集 | お問い合わせ | 文字サイズ +拡大 -縮小

ホーム > 技術情報 > 働き方改革 > ウィークリースタンス

技術情報

公共工事に関する共通仕様書や工事安全対策、新技術など様々な情報のご案内です。

働き方改革

熱中症特設サイト



出典:環境省「熱中症予防行動ポスター」

熱中症対策の強化について

- ・熱中症の重篤化を防止するため、労働安全衛生規則が改正され、令和7年6月1日から施行されました。
- ・熱中症とは、高温多湿な環境下で、発汗による体温調節等がうまく働かなくなり、体内に熱がこもった状態をさします。屋外だけでなく室内で何もしていないときでも発症し、場合によっては死亡することもあります。
- ・建設現場等における熱中症による労働災害は、近年の気候変動の影響から、夏期において気温の高い日が続く中、ここ数年は増加傾向にあり、その対策が喫緊の課題となっています。
- ・本サイトでは熱中症対策に関する支援を目的に、関東地方整備局管内における「熱中症の発生状況」、「工事現場における対策事例」、「WBGT測定事例」について情報提供とともに、「熱中症対策に対する費用の算定」、「工期延期の考え方」等についても公開しております。
- ・建設事業者におかれましては、本サイトを参考頂くとともに、建設現場で作業する従事者が、安全かつ健康に作業に従事できるよう、実効性のある対策の推進をお願いします。

★熱中症を疑う症状がある場合の応急手当(出典:厚生労働省「熱中症ガイド」抜粋)[PDF:1.9MB]

<関係通達文書>

- 労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行等について(令7.5.20基発0520第6号)[厚生労働省HPリンク][外部サイト]
- 建設現場における建設業従事者及び警備員の熱中症予防対策の強化について(要請)(令7.7.4事務連絡)[厚生労働省HPリンク][外部サイト]

暑さ指数(WBGT値)とは

- ・Wet Bulb Globe Temperature(湿球黒球温度)の略称で、熱中症を予防することを目的として、人間の熱バランスに影響の大きい、①気温、②湿度、③日射・輐射など周辺の熱環境の3つを取り入れた温度の指標。単位は気温と同じ摂氏度(°C)で示される。

■WBGT測定について [PDF:756KB]

工事現場における熱中症報告件数、対策事例、熱中症対策などに資する取り組み

- 工事現場における熱中症報告件数[PDF:68KB]
- 熱中症予防対策事例(令和7年7月28日時点)[PDF:1.5MB]
- 熱中症対策などに資する取り組み[PDF:984KB]

参考リンク

- 熱中症における新技術について [NETIS(新技術情報システム)リンク][外部サイト]
- 全国の暑さ指数(WBGT値) [環境省HPリンク][外部サイト]
- 熱中症特別警戒アラート・熱中症警戒アラートの発表状況 [環境省HPリンク][外部サイト]
- 建設業における1年単位の変形労働時間制のポイント[厚生労働省HPリンク][外部サイト]

- 地図インフラサポート
ラン開東
- 建設現場の魅力発信
- 生産性向上の取組
- 働き方改革
- 週休2日チャレンジサイト
- 積算・入札・契約・総合評価
- 公共工事の品質確保
- 工事の安全対策
- 関係機関の連携
- 適切な予定価格
- その他

建設業の魅力向上のための産学官連絡協議会の創設

R7年度 第2回とちぎ建設業魅力向上連絡協議会の概要(令和7年10月1日(水))

■これまでの経緯

令和7年3月 3日 準備会開催
令和7年5月19日 第1回とちぎ建設業魅力向上連絡協議会 開催

■協議会概要

日時：令和7年10月1日(水) 10時00分～11時30分
出席：座長 宇都宮大学地域デザイン科学部
社会基盤デザイン学科 長田 哲平 准教授
関係団体 栃木県建設業協会 会長(代理：事務局長)
足利大学 工学部 創成学科 講師
宇都宮工業高校 環境土木科 科長
行政機関 栃木県県土整備部 技術管理課長
国土交通省関東地方整備局 渡良瀬川河川事務所長
宇都宮国道事務所長
オブザーバー 鬼怒川ダム総合管理事務所、利根川上流河川事務所、
日光砂防事務所、下館河川事務所

○議事

- これまでの取組みについて状況報告
- 今後取組む行事について意見交換
- その他、持続的な担い手確保に寄与する取組みについて
- 今後の予定について

■第2回とちぎ建設業魅力向上連絡協議会 開会(10時00分～)

開会状況



挨拶(宇都宮国道事務所長)

産学官で連携して取り組んだ「宇国サマーフェス～1日道の駅」



【イベントチラシ】



【とちぎ建設業魅力向上連絡協議会サイト】



【とちぎ建設業魅力向上連絡協議会展示ブース】

議事概要

＜これまでの取組みについて＞

○令和7年8月23日「宇国サマーフェス～1日道の駅～」連絡協議会

＜今後取組む行事について＞

○「建FES GO！」(令和7年10月25日開催)

栃木建設業協会青年経営者連合会が企画運営するイベントに参加

○「とちぎ建設業合同企業等説明会」

(令和8年3月12日開催予定)

高校生・大学生を対象とした企業等説明会に参加

○「宇都宮工業高校生インターンシップ」

(令和7年10月下旬)

宇都宮国道でのインターンシップにおいて連絡協議会としてPRを検討

＜その他＞

持続的な担い手確保に寄与する取組みと魅力発信手法(広報)について議論

＜今後の予定＞

これまでの活動全体を通しての申し送りや今後の取組みについて意見交換予定



「とちぎ建設業合同企業説明会」

産学官連携による担い手確保の取組み「宇国サマーフェス～1日道の駅～」

■概要

日 時： 令和7年8月23日(土) 10:00～15:30
場 所： 宇都宮国道事務所 敷地内
内 容： 建設機械の展示、測量・ドローン体験、宇都宮工業高音楽部演奏、こども防災服、ゆるキャラ、クイズ・アンケート等、「道の駅しもつけ」及び「道の駅はが」との連携による物産品販売 他
来場者数： 約400人
ス タ フ： 約100人(宇都宮国道、とちぎ建設業魅力向上連絡協議会(栃木県建設業協会、宇都宮大学、栃木県、渡良瀬川河川事務所他)、関東運輸局、自動車整備振興会、測量業協会他)
マス コ ミ： 栃木建設新聞、日刊建設新聞、日刊建設工業新聞 計3社



【若手職員主体に企画・調整・交渉・運営を実施】



【イベントチラシ】

■状況写真



【建設機械の展示】



【こども防災服撮影】



【「道の駅」の物産品販売】



【とちぎ建設業魅力向上連絡協議会展示ブース】

■来場者の主な意見

- ・様々な建設分野を拝見でき、とても貴重な体験となった。(20代男性)
- ・宇都宮国道が何をしているところか知らなかったが、初めて身近なところだと感じた。(40代女性 他)
- ・普段なかなか意識することのない道路や河川ですが、誰かが保守に努めてくれていると感じることが出来た。(50代男性)
- ・暑い中、沢山の人が笑顔でイベントを盛り上げてくださって、とても楽しく参加できました。(40代)
- ・去年中止になり残念だったが、今年は子供が楽しんでいる。来年も楽しみ。(40代女性)
- ・涼しい時期にやってほしい。(30代女性)

【とちぎ建設業魅力向上連絡協議会サイン】

- 将来的な担い手確保を目的に、若年層にインフラ関係の仕事をPRするため、学校関係者向けの現場見学ホームページを開設
- 普段は見ることができない施工中のリアルな現場などを体験していただき、国の職員や現場で活躍している技術者から、わかりやすく説明



未来創造の最前線へ！～関東の現場見学～

※R7.4.1時点

1都8県全57※の現場（河川、道路、宮廻、港湾）を紹介

現場一覧

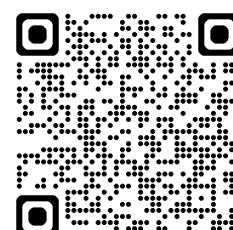
No	所在地	現場(施設)	概要	受付期間	人数	詳細
茨城01	古河市	河川改修事業 (築堤工事)	【渡良瀬川の築堤工事を見に行こう！】 洪水被害を防ぐため渡良瀬川の堤防を強化している工事現場を見学できるので、是非ご覧下さい！	R7.3～R7.4中旬	小学生以上 50人まで	[PDF : 461KB]
茨城02	守谷市	河川改修事業 (築堤工事)	【ICTアドバイザーたちが運営する現場を見てみよう！【茨城県編】】 日本一広い川「利根川」で洪水被害を防ぐための堤防整備を行っています。建設業でもDX活用が当たり前となっている今、地方整備局ICTアドバイザーが運営する現場で大きくなった堤防と最新の技術をご覧ください！	R.7.4～R7.6		詳細ページへ

希望現場を選択しフォームから申込み

申し込み方法

「現場一覧」から希望する現場を選択し、申込みフォームに必要事項を入力してください。

[▶申込みフォーム](#)



学校名	必須	<input type="text"/>
担当者	必須	<input type="text"/>
学年・人数	必須	<input type="text"/>
住所	必須	<input type="text"/>
電話番号	必須	<input type="text"/>
メールアドレス	必須	<input type="text"/>

記入例) 048-601-3151 (半角数字・半角記号)

東京
05

今しか見ることができない橋梁工事を見よう！

国道20号 八王子南バイパス事業
(仮称)大船寺田高架橋を造る工事

全長614mの橋梁の工事状況について説明します。
橋梁の上に登って、“今”しか見ることができない工事現場を是非体感してください！



＜位置図＞



出典: 地理院地図ウェブサイト (<https://maps.gsi.go.jp>) をもとに加工して作成

＜担当事務所＞

相武国道事務所

URL:<https://www.ktr.mlit.go.jp/sobu/>

電話:042-643-2010(計画課直通)

FAX:042-643-2320

関東 TEC-FORCE 活動状況

関東地方整備局は、台風22号、23号による災害に伴いTEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）を東京都八丈町に派遣しました。

R7.10.08 台風第22号及び第23号接近に伴う体制（応援）
【令和7年10月14日～11月4日】



調査中の被災状況調査班（道路）



東京都水道局と打合せするリエゾン



自衛隊と打合せするリエゾン



東京都・八丈町職員へ調査結果を報告



被災状況調査班（道路）から
報告書を山下町長に手交



被災状況調査班（ドローン班）から
報告書を山下町長に手交

若手技術者の活用を評価【R7.8～】

P (計画)

○試行内容

- ・若手技術者の育成・確保を目的に、管理(主任)技術者に40歳以下または35歳以下の若手を配置した場合に加点評価
- ・H27.8～：試行開始。
- ・H30.8～：若手技術者の対象年齢を40歳以下に引き上げ。
- ・R5.8～：若手技術者評価の配点を高く見直し、若手技術者のインセンティブを拡大。

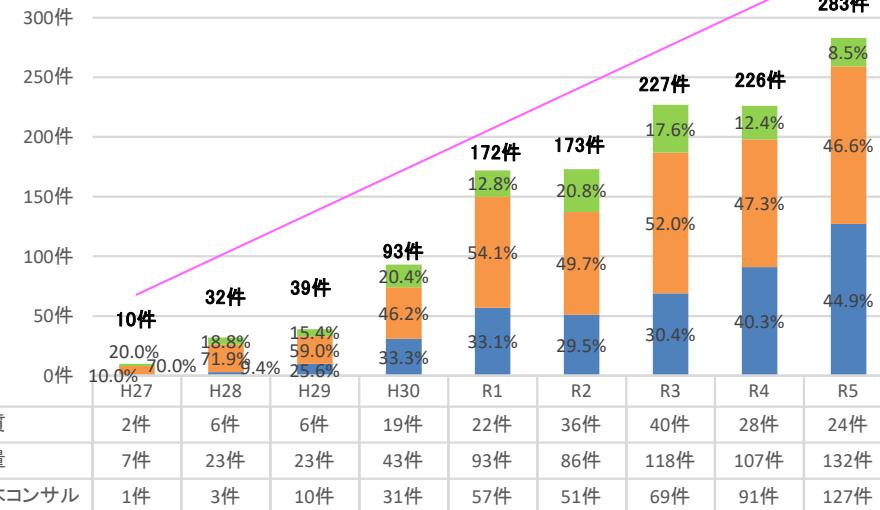
現行評価基準(総合評価落札方式(簡易型1:1)の例)		
評価項目	判断基準	配点ウェイト
管理（主任）技術者の経験及び能力	若手技術者(40歳以下または35歳以下)の活用について、以下の項目で評価する。	
	①管理(主任)技術者に若手技術者(40歳以下または35歳以下)を配置する場合	8
業務経験	②上記以外	0

業務毎に業務内容に応じて
40歳以下もしくは35歳以下
に設定

D (実施)

○試行状況

- ・若手技術者に加点する試行業務の件数は、増加傾向。



約28倍

A (対応)

○対応

- ・本取組により、企業における若手技術者の育成・確保が促進しており、若手技術者とそれ以外の技術者で業務成績評定点の差は僅少なことから、更なる若手技術者の育成・確保のため、対象年齢を段階的に評価する見直しを図る。

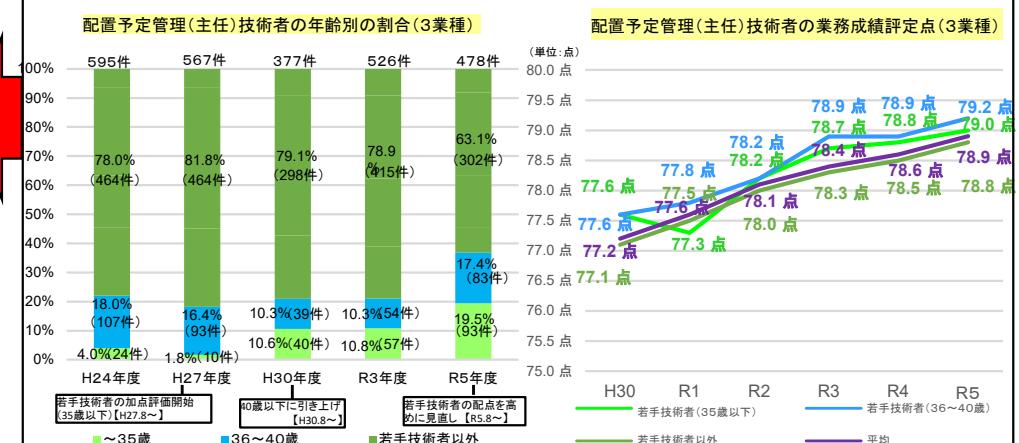
見直し(R7)

現行評価基準(総合評価落札方式(簡易型1:1)の例)			新規評価基準(案)(総合評価落札方式(簡易型1:1)の例)		
評価項目	判断基準	配点ウェイト	評価項目	判断基準	配点ウェイト
管理（主任）技術者の経験及び能力	若手技術者(40歳以下または35歳以下)の活用について、以下の項目で評価する。		管理（主任）技術者の経験及び能力	若手技術者(40歳以下または35歳以下)の活用について、以下の順位で評価する。	
	①管理(主任)技術者に若手技術者(35歳以下)を配置する場合	8		①管理(主任)技術者に若手技術者(35歳以下)を配置する場合	8
	②上記以外	0		②管理(主任)技術者に若手技術者(40歳以下※)を配置する場合 ※①を除く	5
				③上記以外	0

C (評価)

○評価

- ・若手技術者を配置した業務件数は、H27年度以前は全体件数の2割程度であったが、R5年度には4割程度まで増加し、企業における若手技術者の育成・確保に変化。
- ・業務成績評定点を比較すると、若手技術者とそれ以外の技術者で業務成績評定点の差は、僅少。



【趣旨】若手技術者の育成・確保

【対象】総合評価落札方式(簡易型)で発注する業務

【概要】公共工事に関する調査及び設計の担い手を育成・確保するために、技術者に若手を配置した場合に加点評価
技術者に35歳以下の若手を配置した場合に加点評価。【H27.8～】

若手技術者の対象年齢を40歳以下に引き上げて運用を開始【H30.8～】

若手技術者評価の配点を高く見直しし、若手技術者のインセンティブを拡大。【R5.8～】

若手技術者の対象年齢を段階的に評価【R7.8～】

現行評価基準(総合評価落札方式(簡易型1:1)の例)

評価項目	判断基準	配点ウェイト
経験及び能力 管理(主任)技術者の 業務経験	若手技術者(40歳以下または35歳以下)の活用について、以下の項目で評価する。	
	①管理(主任)技術者に若手技術者(40歳以下または35歳以下)を配置する場合	8
	②上記以外	0

新規評価基準(案)(総合評価落札方式(簡易型1:1)の例)

評価項目	判断基準	配点ウェイト
経験及び能力 管理(主任)技術者の 業務経験	若手技術者(40歳以下または35歳以下)の活用について、以下の順位で評価する。	
	①管理(主任)技術者に若手技術者(35歳以下)を配置する場合	8
	②管理(主任)技術者に若手技術者(40歳以下*)を配置する場合 ※①を除く	5
	③上記以外	0



令和6年7月11日

国土交通省関東地方整備局
企画部

新たに「若手・女性技術者奨励賞」を創設します

関東地方整備局では、建設工事等で活躍している若手・女性の技術者を表彰し、より一層、建設業界の魅力を発信するとともに、将来の担い手育成と若手・女性の入職促進に資することを目的として、若手・女性技術者奨励賞（事務所長等表彰）を創設し、令和7年度（令和6年度完工工事等）より表彰することとしましたので、お知らせします。

なお、関東地方整備局が発注する工事等において総合評価にて加点するインセンティブの付与を検討しております。

【表彰対象】

関東地方整備局が発注した令和6年度に完成した工事及び完了した業務のうち、優良工事等表彰を受賞するもの以外の中から、優秀な成績を収めた技術者。なお技術者とは下記の者をいう。

- (1) 若手技術者 当該表彰対象年度の3月31日時点で35歳以下の方
- (2) 女性技術者 年齢制限は設けない
- (3) 工事においては、現場代理人、主任（監理）技術者、業務においては、管理技術者、主任担当技術者または担当技術者。

【趣旨】働き方改革、担い手確保・育成を重視した評価(ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業を評価)

【対象】総合評価落札方式、プロポーザル方式で発注する業務

【概要】建設業界全体でワーク・ライフ・バランス等が推進されることを目的に、「**ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業**として、法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業を加点評価する取組を導入。

プラチナえるぼし・えるぼし



プラチナくるみん・くるみん・トライくるみん



ユースエール



		評価基準	配点
参加表明者 者の経験 及び能力	その他	次に掲げるいずれかの認定を受けていること。 ○女性活躍推進法に基づく認定等※1 ・プラチナえるぼし、えるぼし認定企業等 ○次世代法に基づく認定※2 ・プラチナくるみん、くるみん(令和4年4月1日以降の基準)認定企業 ・くるみん(平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準)認定企業 ・トライくるみん、くるみん(平成29年3月31日までの基準)認定企業 ○若者雇用促進法に基づく認定※3 ・ユースエール認定企業	0.5点 ※4

※1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条若しくは第12条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業(労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。)をいう。(同法第8条の規定に基づく一般事業主行動計画を策定・届出のみの企業については本取組の加点の対象としない。)

※2 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第13条又は第15条の2の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

※3 青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第15条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

※4 総合評価落札方式(簡易型1:1)技術点の満点が100点の場合 → 従来の技術点100点+賃上げ加算点6点+W.L.B加算点0.5点とし合計106.5点

【趣旨】若手・女性技術者の育成・確保

【対象】総合評価落札方式、プロポーザル方式で発注する業務

【概要】関東地整では、建設工事等で活躍している若手・女性の技術者を表彰し、より一層、建設業界の魅力発信や将来の担い手育成、若手・女性の入職促進に資することを目的として、『若手・女性技術者奨励賞』を創設。

こうした建設工事等で活躍されている若手・女性技術者において、『若手・女性技術者奨励賞』を受賞された技術者を加点評価。【R7.8～】

※若手技術者：毎年度3月31日未時点で35歳以下の方

※女性技術者：年齢制限は設けない

若手・女性技術者奨励賞(事務所長)を評価項目に新規追加

現行評価基準(プロポーザル方式の例)

評価項目	判断基準	配点ウェイト
管理（主任）技術者の経験及び能力 優秀技術者表彰、優良業務表彰等（技術者）	令和〇年度以降令和〇年度末(過去4年間)までに完了した業務において、優秀技術者表彰又は優良業務表彰等の表彰を受けた経験のある者を以下の順位で評価する。 ①国土交通省等発注業務で優秀技術者表彰又は優良業務表彰を局長よりを受けた経験がある者。 ・海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣賞を受けた経験がある者。 ②発注業務で優秀技術者表彰又は優良業務表彰を、部長又は事務所長より受けた経験がある者。	5 3

新規評価基準(案)(プロポーザル方式の例)

評価項目	判断基準	配点ウェイト
管理（主任）技術者の経験及び能力 優秀技術者表彰、優良業務表彰等（技術者） 若手・女性技術者奨励賞（技術者）	令和〇年度以降令和〇年度末(過去4年間)までに完了した業務において、優秀技術者表彰、優良業務表彰等、又は若手・女性技術者奨励賞の表彰を受けた経験のある者を以下の順位で評価する。 ①国土交通省等発注業務で優秀技術者表彰又は優良業務表彰を局長よりを受けた経験がある者。 ・海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣賞を受けた経験がある者。	5
	②国土交通省等発注業務で優秀技術者表彰又は優良業務表彰を、部長又は事務所長より受けた経験がある者。	3
	③関東地方整備局発注業務で若手・女性技術者奨励賞を事務所長より受けた経験がある者。	1

※総合評価落札方式の場合、「国土交通省等発注業務」を「関東地方整備局発注業務」に読み替えるものとする。

※複数の受賞実績がある場合、最も評価が高くなる1つの実績で評価するものとし、組合せ評価は実施しない。

実施能力評価拡大型(新規契約の有無を評価)【R7.8~】

P (計画)

○試行内容 (実施能力評価拡大型)

- 企業・技術者の実績評価を緩和することにより、関東地方整備局発注業務の受注実績が無いことにより参入が困難であった新規参入者の参入を促し、継続的な業務の扱い手企業の裾野を拡げることを期待しR4.8より試行開始。

評価項目	詳細項目			評価点
企業の評価	資格・実績	資格要件		
		業務経験		
		地理的条件		
		地域貢献度		
管理（主任）技術者の評価	資格・実績	資格要件		40%
		継続教育取組実績		
		業務経験		
		若手技術者		
工程計画・技術的課題				60%

企業・技術者の実績評価を緩和
(下記の評価を省略)

成績・表彰	業務成績評点 優良業務表彰等の経験
成績・表彰	業務成績評点 優良業務表彰等の経験

A (対応)

○対応

- 新規参入者の参入を更に促す取組として、「新規契約の有無」を評価。
※各年度において、関東地方整備局発注業務の受注が無い企業に加点評価。

総合評価落札方式（簡易型1:1）「実施能力評価拡大型」の配点例

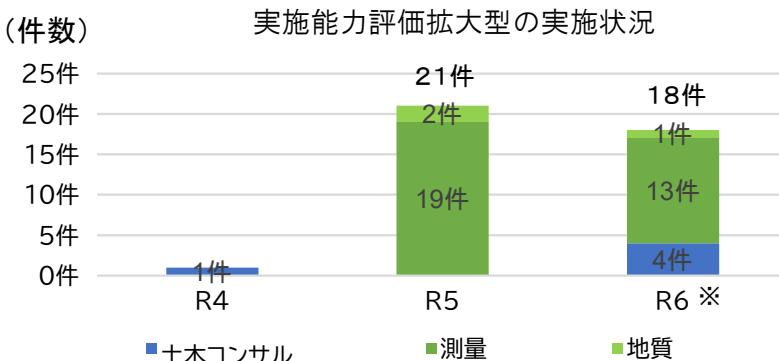
評価項目	配点
入札参加者を算出するための基準	【企業の評価】
	技術部門登録
	同種・類似業務の実績
	地理的条件
	地域貢献度(災害活動実績)
	地域貢献度(災害協定)
	小計
	25
	【管理（主任）技術者の評価】
	資格・実績
【工程計画・技術的課題】	小計
	60
	配点の合計
	100

評価項目	配点
入札参加者を算出するための基準	【企業の評価】
	技術部門登録
	同種・類似業務の実績
	地理的条件
	地域貢献度(災害活動実績)
	地域貢献度(災害協定)
	新規契約の有無
	小計
	25
	【管理（主任）技術者の評価】
【工程計画・技術的課題】	資格・実績
	小計
	60
	配点の合計
	100

D (実施)

○試行状況

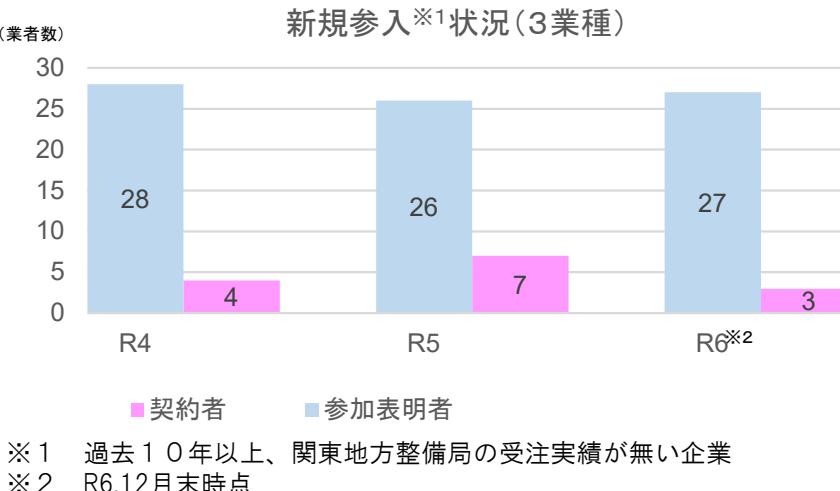
- 「実施能力評価拡大型」のR4年度の件数は1件であったが、R5年度以降は20件程度実施。



C (評価)

○評価

- 関東地方整備局発注業務の受注実績(過去10年)が無い企業における新規参入としては、R4～6において一定程度は存在しているが、扱い手企業の十分な裾野拡大までには至っていない状況。



【趣旨】関東地方整備局発注業務の受注実績が無い企業の参入機会の確保を目的として、企業・技術者の実績評価を緩和し技術的課題を評価する評価方法の試行

【対象】総合評価落札方式(簡易型1:1)で発注する業務のうち、発注方式選定表青部記載の業務の種類において、本試行を選択することができる。

【概要】企業・技術者の実績評価を緩和することにより、関東地方整備局発注業務の受注実績が無いことにより参入が困難であった新規参入者の参入を促し、継続的な業務の担い手企業の裾野を拡げることを期待し、試行開始。

【R4.8~】

新規参入者の参入を更に促す取組として、**「新規契約の有無」を評価**。【R7.8~】

業務対象

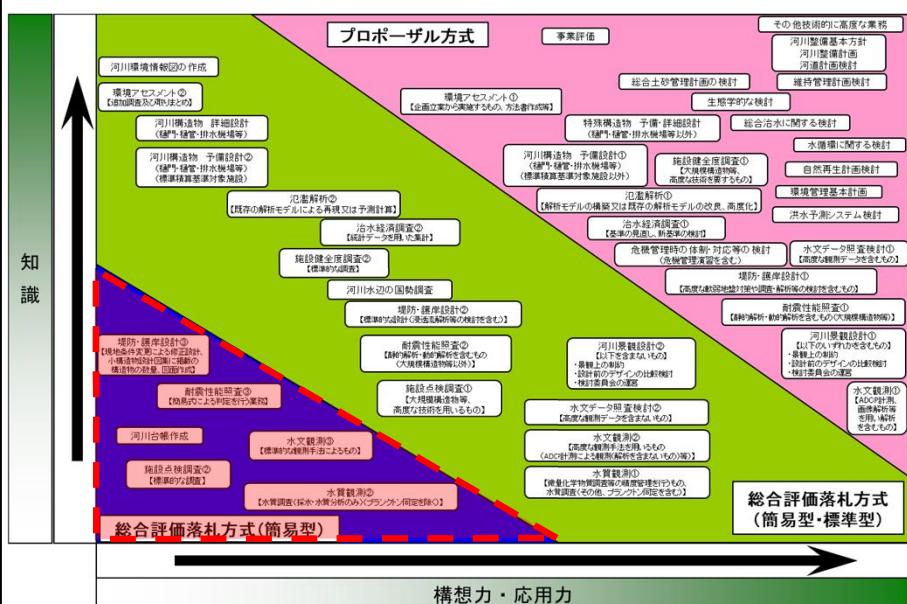
○実施能力評価拡大型の試行対象

土木コン、測量、地質の3業種における総合評価(簡易型1:1)のうち、発注方式選定表青部記載の業務の種類において下記事項を参考に選択する。

・不調・不落が多い業務

・地域の担い手確保が必要な業務

発注方式選定表



見直し案

・参加表明書、技術提案書の提出は同時提出。

・企業・技術者の実績評価を緩和(成績・表彰の評価を省略)

・「実施方針・実施フロー・工程計画・その他」の項目については、「工程計画・技術的課題」と変更し、資料作成の省力化。

・「企業の資格・実績」に**「新規契約の有無」の項目を追加**。

※各年度において、関東地方整備局発注業務の受注が無い企業に加点評価。

総合評価落札方式（簡易型1:1）「実施能力評価拡大型」の配点例

現行評価基準の例

評価項目	配点
【企業の評価】	
技術部門登録	3
同種・類似業務の実績	9
地理的条件	10
地域貢献度(災害活動実績)	2
地域貢献度(災害協定)	1
小計	25
【管理（主任）技術者の評価】	
資格・実績	15
小計	
【工程計画・技術的課題】	
配点の合計	100

新規評価基準(案)の例

評価項目	配点
【企業の評価】	
技術部門登録	3
同種・類似業務の実績	4
地理的条件	10
地域貢献度(災害活動実績)	2
地域貢献度(災害協定)	1
新規契約の有無	5
小計	25
【管理（主任）技術者の評価】	
資格・実績	15
小計	
【工程計画・技術的課題】	
配点の合計	100

※発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会 業務・マネジメント部会(令和4年度第1回)
資料から加筆修正。関東地方整備局では、価格競争方式を総合評価落札方式(簡易型)で運用

4. 品確法の改正と運用指針の策定、指標の見直し

公共工事の品質確保の促進に関する法律等の一部を改正する法律

概要

令和6年6月19日公布・施行
(測量法改正の7年4月施行部分を除く。)

背景・必要性

※公共工事の品質確保の促進に関する法律（H17法18）、公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律（H12法127）及び測量法（S24法188）の改正

インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けるため、以下の喫緊の課題の解消に取り組む必要

担い手確保

働き方改革・処遇改善の推進、適切な価格転嫁

地域建設業等の維持

適切な入札条件での発注、災害対応力の強化

生産性向上

新技術の活用促進、技術開発推進

公共工事等の発注体制の強化

これらの課題に対し、**公共工事から取組を加速化・牽引**することで、将来にわたる公共工事の品質確保・持続可能な建設業等を実現

改正の概要

1. 担い手の確保のための働き方改革・処遇改善

休日の確保の推進（基本理念・国・地方公共団体・受注者）

- ・国が実態を把握・公表し、施策の策定・実施
- ・自治体内の関係部局が連携した平準化の促進

処遇改善の推進（国・発注者・受注者）

- ・労務費・賃金の支払実態を国が把握・公表し、施策を策定・実施
- ・能力に応じた適切な処遇の確保
- ・適切な価格転嫁対策※による労務費へのしわ寄せ防止

※ スライド条項の設定、運用基準の策定、適切な代金変更

担い手確保のための環境整備（国・地方公共団体・受注者）

- ・担い手の中長期的な育成・確保に必要な措置※の実施
- ※ 訓練法人支援、学校と業界の連携、外国人など多様な人材確保
- ・品質確保や担い手の活動につき国民の関心を深める広報活動
- ・担い手確保に留意した調査等に係る資格等の評価・運用の検討

4. 公共工事の発注体制の強化

発注者への支援充実（国・地方公共団体）

- ・発注職員の育成支援、発注事務の実態把握・助言
- ・維持管理を広域的に行うための連携体制構築

2. 地域建設業等の維持に向けた環境整備

適切な入札条件等での発注の推進（発注者）

- ・地域の実情を踏まえた適切な条件・発注規模等による発注等

災害対応力の強化（受注者・発注者）

- ・災害対応経験者による被害把握
- ・技術力ある業者と地域の業者が連携した迅速復旧、技術移転等
- ・災害工事での労災保険契約の締結促進、予定価格への反映

3. 新技術の活用等による生産性向上

新技術の活用・脱炭素化の促進（基本理念・発注者）

- ・調査等や発注から維持管理までのICT活用（データの活用、データ引継等）
- ・脱炭素化の促進
- ・新技術活用の適切な評価、予定価格への反映

技術開発の推進（国）

- ・技術開発の継続的な推進、民間事業者間の連携促進

入札契約の適正化に係る実効確保（国）

- ・国が定める入札契約適正化指針の記載事項に「発注体制の整備」を追加
- ・指針に即した措置の実施を発注者に助言・勧告

測量業の測量士等の確保（養成施設や資格に係る要件の柔軟化、資格の在り方の検討規定）

・測量業の登録に係る暴力団排除規定等

担い手確保

「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」改正の概要

運用指針とは:品確法第24条に基づき、地方公共団体、学識経験者、民間事業者等の意見を聴いて国が作成

- 各発注者が発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、発注者共通の指針として体系的にとりまとめ
- 国は、本指針に基づき発注関係事務が適切に実施されているかについて毎年調査を行い、その結果をとりまとめ、公表

1. 担い手の確保のための働き方改革・処遇改善

- 週休2日の質の向上 【第3条9項、第8条2,3項】
- 施工時期、履行期間の平準化に係る関係部局連携 【第30条】
- スライド条項の設定と基準の作成(工事) 【第7条1項13号】
- 学校と民間事業者間の連携の促進等(国・地方公共団体) 【第26条】
- 国民の关心と理解を深めるための広報活動(国・地方公共団体) 【第31条】

2. 地域建設業等の維持に向けた環境整備

- 地域の実情を踏まえ、担い手の育成・確保に資するよう競争参加資格等を設定 【第7条1項7号】
- 技術力ある企業と地域企業との連携による技術普及 【第7条1項8号】
- 受注者になろうとする者が極めて限られている場合における競争が存在しないことの確認による契約方式(参加者確認型随意契約方式)の活用 【第21条】
(災害対応)
 - 公共工事の目的物の整備、管理等に豊富な経験、知識を有する者による被災状況の迅速な把握等 【第7条6項】
 - 技術力ある企業と地域企業のJVを活用した迅速な復旧復興 【第7条1項9号】
 - 災害協定に基づく工事における労災保険契約の保険料の予定価格への反映 【第7条1項1号】

3. 新技術の活用等による生産性向上

- 情報通信技術を活用したデータの適切な引継ぎ【第3条13項】
- 価格に加え、工期、安全性、生産性、脱炭素化等の要素も考慮した総合的に価値が最も高い資材等の採用 【第7条1項2,6号】
【第3条6項、第29条】
- 技術開発の推進(国) 【第28条2項】
- 研究開発を委託する際の知的財産権への配慮(国)

4. 公共工事の発注体制の強化

- 維持管理を広域的に行う連携体制の構築 【第7条7項】
- 地方公共団体を支援するための講習会等の開催(国・都道府県) 【第22条5項】
- 発注関係事務の適切な実施に係る発注者への助言(国) 【第23条】

品確法の改正を踏まえた公共工事の発注関係事務に関する 第三次・全国統一指標、関東ブロック独自指標の一覧(業務)

全国統一指標

…… 令和7年6月24日本省記者発表

①地域平準化率(履行期限の分散)

国・特殊法人等・都道府県・政令市の発注業務の第4四半期履行期限設定割合

②低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況 (ダンピング対策)

都道府県・政令市・**市区町村**の発注業務に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合

※土木コンサルタント、測量、地質、建築コンサルタント業務を対象

※都道府県、政令市は**200万円**を超える業務、市区町村は**100万円**を超える業務(隨契除く)。

関東ブロック独自指標(案)

…… 第1回令和7年度関東ブロック発注者協議会幹事会

(令和7年5月20日開催)

③ ウィークリースタンスの実施(履行状況の確認)

国・特殊法人等・都県・政令市の発注工事に対する業務成果の品質が適切に確保されるよう、適正な業務執行を図るため、
ウィークリースタンスの適用等により業務環境改善方策の取り組みが実施されているか

5. 国土形成計画(全国計画・広域地方計画)

国土形成計画= 国土形成計画法に基づく、国土の利用、整備、保全(「国土の形成」)を推進するための総合的かつ基本的な計画

目的:現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会の実現

計画期間:2050年さらにその先の長期を見据えつつ、今後概ね10年間

国土形成計画(全国計画) (閣議決定)

国による明確な国土及び国民生活の姿の提示
(国の責務の明確化)

※国土形成計画(全国計画)は、国土利用計画(全国計画)と一体のものとして定めることとされている。



国土形成計画(首都圏広域地方計画) (国土交通大臣決定)

首都圏の区域において、国と都県等が適切な役割分担の下、相互に連携・協力して、広域の見地から必要とされる主要な施策を策定

※関係する国の地方支分部局、都県、指定都市、市町村・経済団体等が対等な立場で協議する場(首都圏広域地方計画協議会)を組織

新たな首都圏広域地方計画 今後のスケジュール(想定)

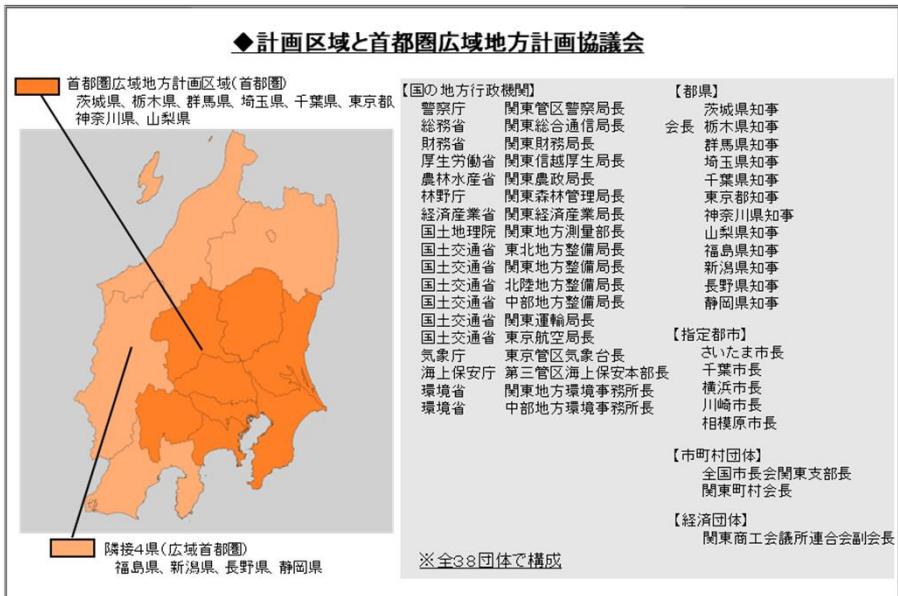
令和5年7月 第三次 国土形成計画
閣議決定

令和5年7月 「基本的な考え方」公表

令和6年12月 「中間とりまとめ(素案)」公表

令和7年10月 「中間とりまとめ(案)」公表

令和8年3月頃 国土交通大臣決定



[首都圏広域地方計画
協議会]

国の方行政機関、
都県、指定都市、
市町村団体、経済団
体
全38団体で構成

【危機】

世界の中での我が国の首都圏の地位の低下

【危機】

都市への集中と集積に伴う巨大災害のリスク

首都圏の強みを伸ばすPJ

- イノベーション拠点形成PJ
- 広域的な交通インフラを活用した地域連携PJ
- 「四方よし」をめざす観光文化PJ

巨大災害に対応するPJ

- 首都圏強靭化施策の展開PJ
- 様々な主体による地域強靭化PJ
- 流域治水と安全な土地利用・空間の形成PJ

- 働きやすく働きがいを持つ首都圏創造PJ
- DXによる統合的な国土マネジメントPJ
- 広域インフラ充実・強化PJ

“グリーンメトロポリス”実現PJ

- CO₂の安定化・温室効果ガス排出削減PJ
- 農業の生産性向上・環境負荷低減PJ
- 多様なみどりの保全・創出・ネットワーク化PJ

多様で“ゆたかな”暮らしの創造PJ

- 二地域居住・交流人口拡大PJ
- こどもどまんなかPJ
- 地域生活圏の形成・持続可能な地域PJ

【危機】

エネルギー・食料確保のリスクと生態系への影響

【危機】

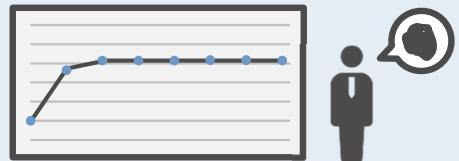
少子化の深刻化・人口の地域偏在

首都圏民による危機感の共有と
取組への共感から始まる参加・貢献

首都圏広域地方計画に関する有識者懇談会における議論の整理から「4つの危機」に着目

●世界の中での我が国地位低下

➡ 国民1人当たりGDPがG7で最下位



➡ ジェンダー・ギャップ指数がG7で最下位



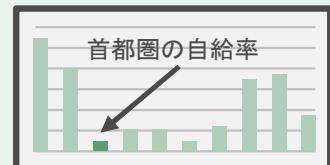
など

●エネルギー・食料確保のリスクと生態系への影響

➡ 「みどり」の総量が減少傾向



➡ 食料自給率が29%と低い



など

●都市への集中と集積に伴う巨大災害のリスク

➡ 人口の88%が災害リスクエリア内に居住



➡ 首都直下地震では最大約695万人の帰宅困難者が想定



など

●少子化の深刻化・人口の地域偏在

➡ 地方部で様々な生活サービスが維持困難



➡ 2050年にかけ生産年齢人口が471万人減少



など

測量業行政の現状について

令和7年11月17日



国土交通省 関東地方整備局

1. 測量業者の登録数

P 3

- ・測量業者登録数（全国・関東）
- ・測量業者登録数（管内都県別）

2. 登録申請

P 5

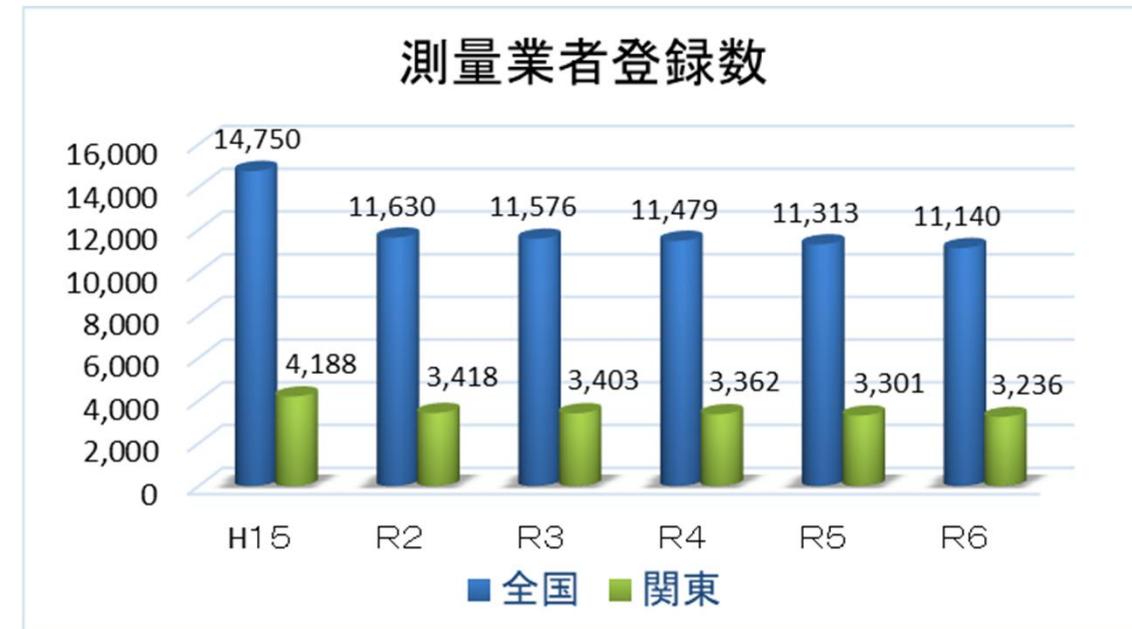
- ・登録申請における主な指摘事項等
- ・【参考】申請書類提出に当たっての必要書類一覧

1. 測量業者の登録数

測量業者登録数（全国・関東）

関東地方整備局管内の測量業者登録数は、令和6年度末現在で3,236業者であり、全国の約3割を占めている。

登録業者数は、平成15年度をピークに減少傾向が続いているが、令和6年度末においても、令和5年度末と比べ65業者減少し、平成15年度末と比べ952業者減少している。



	H15	R2	R3	R4	R5	R6
全国	14,750	11,630	11,576	11,479	11,313	11,140
関東	4,188	3,418	3,403	3,362	3,301	3,236
前年比(関東)	-	▲ 26	▲ 15	▲ 41	▲ 61	▲ 65
H15比(関東)	-	-	-	-	-	▲ 952

測量業者登録数（管内都県別）

関東地整管内における都県別の登録業者数は、東京都が令和6年度末現在で917業者であり、関東の約3割を占めている。

登録業者数の推移では、平成15年度以降各都県で減少傾向を示しており、令和5年度末との比較においても、関東地整管内は全体的に減少している。

都県別登録業者数

管内都県	H15		R2		R3		R4		R5		R6	
	業者数	業者数	前年比	業者数	前年比	業者数	前年比	業者数	前年比	業者数	前年比	H15比
茨城県	373	342	▲ 11	335	▲ 7	326	▲ 9	323	▲ 3	314	▲ 9	▲ 59
栃木県	239	203	▲ 1	199	▲ 4	198	▲ 1	192	▲ 6	187	▲ 5	▲ 52
群馬県	254	170	▲ 4	168	▲ 2	168	0	163	▲ 5	155	▲ 8	▲ 99
埼玉県	458	398	▲ 7	394	▲ 4	393	▲ 1	387	▲ 6	383	▲ 4	▲ 75
千葉県	513	394	▲ 1	394	0	381	▲ 13	377	▲ 4	369	▲ 8	▲ 144
東京都	1,315	975	1	972	▲ 3	953	▲ 19	942	▲ 11	917	▲ 25	▲ 398
神奈川県	562	550	2	552	2	547	▲ 5	533	▲ 14	531	▲ 2	▲ 31
山梨県	151	134	▲ 1	132	▲ 2	134	2	130	▲ 4	129	▲ 1	▲ 22
長野県	323	252	▲ 4	257	5	262	5	254	▲ 8	251	▲ 3	▲ 72
合 計	4,188	3,418	▲ 26	3,403	▲ 15	3,362	▲ 41	3,301	▲ 61	3,236	▲ 65	▲ 952
全国 計	14,750	11,630	▲ 77	11,576	▲ 54	11,479	▲ 97	11,313	▲ 166	11,140	▲ 173	▲ 3,610

2. 登録申請

登録申請における主な指摘事項等

- 1) 役員変更等の変更登録申請漏れ（変更の事由が生じたら遅滞なく）
- 2) 財務に関する報告書の未提出（毎事業年度終了日から3ヶ月以内）
→ 登録証明書の発行保留、更新申請手続きの中止になります。
- 3) 更新申請漏れによる更新切れ消除手続き
→ 登録を要する場合、あらためて新規登録申請が必要になります。
- 4) 各種申請・報告時の必要書類添付漏れ
本省ホームページ掲載「申請書類提出に当たっての必要書類一覧」を必ず確認のうえ提出してください。

◎不明な点は、当局 建政部 建設産業第二課 測量業係
へ事前にご相談ください。

〈参考〉測量業の登録に関する情報（国土交通本省ホームページ）
URL https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000209.html

申請等の種類		新規登録申請		更新登録申請		変更登録申請						定款変更		財務に関する報告		廃業等の届出		登録証明		測量士の変更届出(任意)		
法人・個人の別		(法人)	(個人)	(法人)	(個人)	(法人)						(法人)	(個人)	(法人)	(個人)	(法人・個人)	(法人・個人)	(法人・個人)	(法人・個人)	(法人・個人)		
提出時期	随時		登録有効期間満了日の90日前から30日前まで						変更の事由が生じたら遅滞なく						変更の都度	毎事業年度終了日から3ヶ月以内		・法55条の9第1項による場合:事由が生じた日から30日以内	・法55条の9第1項による場合:事由が生じた日から30日以内			
届出の内容等	(書類を複数枚提出する場合は以下とし、申請書類(正)、(誤)と添付書類に分け、それぞれクリップ等で留めてください。)														変更の事由が生じたら遅滞なく		・法55条の9第2項による場合:事由が生じたら遅滞なく	・法55条の9第2項による場合:事由が生じたら遅滞なく	・登録情報は国土交通省ホームページ(http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo.const.totikensangyo.const.tk2.000059.html)で確認いただけます。	・登録情報は国土交通省ホームページ(http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo.const.totikensangyo.const.tk2.000059.html)で確認いただけます。		
申請書類 (添付書類) ※提出部数はその他提出部数のとおり	測量業者登録申請書	○	○	○	○	登録手数料として収入印紙(15,500円)の貼付が必要	登録手数料として収入印紙(15,500円)の貼付が必要															
	登録免許料納付書・領収証書はり付け欄	○	○	○	○	登録手数料による場合は不要																
	測量業者登録申請書別紙	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○								
	測量士の変更について																					
	定款変更書																					
	財務に関する報告書(表紙)																					
	廃業等の届出書																					
	定款(現行定款)	○	○																			
	當業経歴書	○	○	○	○																	
	直前2年の各事業年度における測量実施金額	○	○	○	○																	
	財務事項一覧表(法人)	○																				
	完成測量原価報告書	○																				
	会社法に基づく貸借対照表及び損益計算書(法人)	○																				
	貸借対照表(個人)	○																				
	損益計算書(個人)	○																				
	法人税(所得税)の納付すべき額及び納付済額を証する書面(原本:納税証明書(その1))	○	○	税目:法人税	税目:申告所得税及復興特別所得税											○	税目:法人税	税目:申告所得税及復興特別所得税				
	使用人、當業者ごとの測量士・測量士補の数	○	○	○	○											○	○	○				
	誓約書(法55条の6)	○	○	○	○																	
	誓約書(法55条の13)	○	○	○	○											○						
	測量士の変更届出書																			○		
証明書 ※提出部数は2部	登録証明書																			○		
	税務申告書類(写)、法人等の設立申告書(写)又は法人設立届出書(写)、當業証明書(原本:発行日から3ヶ月以内のもの)等(當業所名稱及び所在地等が確認できるもの)	○	○	○	○	當業所の所在地が申請者の住所と相違する場合のみ	支店登記されていない當業所の所在地が申請者の住所と相違する場合のみ	○	○	當業所の所在地が申請者の住所と相違する場合のみ	支店登記されていない當業所の所在地が申請者の住所と相違する場合のみ	○	○	當業所の所在地が申請者の住所と相違する場合のみ	支店登記されていない當業所の所在地が申請者の住所と相違する場合のみ	○						
確認書類 ※提出部数は1部	申請内容を証する書面	○	○	○	○	當業所の所在地が申請者の住所と相違する場合のみ	支店登記されていない當業所の所在地が申請者の住所と相違する場合のみ	○	○	當業所の所在地が申請者の住所と相違する場合のみ	支店登記されていない當業所の所在地が申請者の住所と相違する場合のみ	○	○	當業所の所在地が申請者の住所と相違する場合のみ	支店登記されていない當業所の所在地が申請者の住所と相違する場合のみ	○						
	役員等一覧表	○	○	○	○																	
	測量士の資格証記載事項証明書(原本:発行日から3ヶ月以内のもの)	○	○	○	○	誓約測量士を変更する場合のみ	誓約測量士を変更する場合のみ			新任役員を誓約測量士とする場合のみ	○					○				○		
	直近の被保険者標準報酬決定通知書(写)または健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書(写)	○		○						新任役員を誓約測量士とする場合のみ	○											
	※提出の際は、記号、番号及び被保険者登録番号をマスクkingしてから提出してください(誓約測量士の標準報酬額はマスクkingしないで下さい)。																		○	(法人の場合) (新たに誓約測量士を配置しない場合は不要)		
その他	誓約測量士の常勤を証する書面																			○		
	提出部数					①申請書類(正)1部【国土交通省閲覧用】 ②申請書類(写)1部【都道府県閲覧用※】※登録當業所が複数の都道府県にある場合は、その都道府県の数と同数の写を用意し、左上に當業所の存する都道府県名を記載してください。(財務に関する報告書(表紙)は左上の都道府県名の記載は不要です。) ③確認書類1部 ※定款変更について、内容を大きく変更した場合は、定款の写しを上記①及び②の部数添付してください。													・正1部のみ	・正2部のみ	・正1部のみ	
	返信用封筒(切手貼付・住所・宛名記載)	○	○	○	○											○			○	○		
	注意事項等					登録情報は国土交通省ホームページ(http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo.const.tk2.000059.html)で確認いただけます。																

※ 测量業の登録申請等にあたっては登記事項証明書の添付を求めていましたが、**令和6年2月1日から登記事項証明書の取得・添付が不要**となりました。※ 申請書類は記載例(http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000233.html)を十分確認の上、作成してください。

建設関連業 登録業者数調査 (令和6年度)

令和7年8月

国土交通省 不動産・建設経済局
建設振興課 専門工事業・建設関連業振興室

目次

1. 登録業者数の推移	1
表1	2
図1	3
2. 資本金階層別登録業者数	4
表2	6
別表	7
3. 登録業者の都道府県別分布状況	8
表3-1	9
表3-2	10
表3-3	11
4. 登録3業種における兼業状況	12
表4	13
図2	14
5. 登録部門数で見る建設コンサルタント登録業者数	15
表5	16
6. 建設コンサルタント登録業者の部門登録数	17
表6	18
図3	19
7. 建設コンサルタントの登録部門毎の技術管理者内訳	20
表7	21

注意) 資本金階層表示の変更について

平成25年度版より「2. 資本金階層別登録業者数」において、建設コンサルタント及び地質調査業の資本金階層の表示を変更しています。

平成24年版までは『500万円以上1000万円未満』と表示していたところを、平成25年度版より『1000万円未満』と表示しております。集計対象に変更はなく、単に表示のみ変更したものです。

従いまして、平成24年以前の集計結果と、平成25年以降の集計結果を比較する場合は、建設コンサルタント及び地質調査業については、この項目を同一のものとして取り扱うようご留意下さい。

1. 登録業者数の推移

(1) 測量業

測量法に基づき、昭和36年11月から業者登録を実施。

① 令和6年度末の登録状況

令和6年度末現在、測量業の登録業者数は11,140業者となり、当該年度中の新規登録業者数は283業者、登録を消除した業者数は456業者であった。消除した業者数の内訳としては、廃業等の届出をした業者数が221業者、更新切れが235業者となっている。

② 前年度末との比較

前年度末(11,313業者)と比べ173業者減少(1.5%減)となった。

③ ピーク時との比較

測量業の登録業者数が最も多かった平成15年度末時点(14,750業者)と比較すると、登録業者数は、3,610業者減少(24.5%減)しており、平成15年度末をピークに、21年連続で減少している。

(2) 建設コンサルタント

建設コンサルタント登録規程に基づき、昭和39年4月から業者登録を実施。

① 令和6年度末の登録状況

令和6年度末現在の建設コンサルタントの登録業者数は3,930業者となり、当該年度中の新規登録業者数は170業者、登録を消除した業者数は172業者であった。消除した業者数の内訳としては、廃業等の届出をした業者数が148業者、更新切れが24業者となっている。

② 前年度末との比較

前年度末(3,932業者)と比べて2業者減少(0.05%減)となった。

③ ピーク時との比較

建設コンサルタントの登録業者数が最も多かった平成17年度末時点(4,214業者)と比較すると、登録業者数は284業者減少(6.7%減)している。

(3) 地質調査業

地質調査業者登録規程に基づき、昭和52年10月から業者登録を実施。

① 令和6年度末における新規登録・廃業等の状況

令和6年度末現在の地質調査業の登録業者数は、1,221業者となり、当該年度中の地質調査業の新規登録業者数は17業者、登録を消除した業者数は26業者であった。消除した業者数の内訳としては、廃業等の届出をした業者数が20業者、更新切れが6業者となっている。

② 前年度末との比較

前年度末(1,230業者)と比べて9業者減少(0.7%減)となった。

③ ピーク時との比較

地質調査業の登録業者数が最も多かった平成17年度末時点(1,390業者)と比較すると、登録業者数は169業者減少(12.2%減)している。

表1 登録業者数の推移

表-1 登録業者数の推移

業種 年度	測量業		建設コンサルタント		地質調査業	
	業者数	増減率	業者数	増減率	業者数	増減率
昭和36	163					
37	587	260.1%				
38	840	43.1%				
39	1,098	30.7%	226			
40	1,402	27.7%	302	33.6%		
41	1,731	23.5%	360	19.2%		
42	2,021	16.8%	443	23.1%		
43	2,298	13.7%	499	12.6%		
44	2,486	8.2%	563	12.8%		
45	2,815	13.2%	637	13.1%		
46	3,260	15.8%	740	16.2%		
47	3,779	15.9%	860	16.2%		
48	4,445	17.6%	999	16.2%		
49	5,006	12.6%	1,167	16.8%		
50	5,438	8.6%	1,329	13.9%		
51	5,719	5.2%	1,532	15.3%		
52	6,073	6.2%	1,576	2.9%	471	
53	6,355	4.6%	1,599	1.5%	582	23.6%
54	6,895	8.5%	1,521	▲4.9%	650	11.7%
55	7,360	6.7%	1,633	7.4%	689	6.0%
56	7,929	7.7%	1,722	5.5%	729	5.8%
57	8,480	6.9%	1,692	▲1.7%	765	4.9%
58	8,874	4.6%	1,808	6.9%	793	3.7%
59	9,217	3.9%	1,890	4.5%	827	4.3%
60	9,544	3.5%	1,943	2.8%	866	4.7%
61	9,863	3.3%	2,039	4.9%	860	▲0.7%
62	10,506	6.5%	2,128	4.4%	837	▲2.7%
63	10,965	4.4%	2,154	1.2%	862	3.0%
平成元	11,148	1.7%	2,074	▲3.7%	857	▲0.6%
2	11,333	1.7%	2,163	4.3%	873	1.9%
3	11,640	2.7%	2,172	0.4%	900	3.1%
4	11,958	2.7%	2,336	7.6%	934	3.8%
5	12,224	2.2%	2,481	6.2%	946	1.3%
6	12,554	2.7%	2,619	5.6%	994	5.1%
7	12,913	2.9%	2,720	3.9%	1,040	4.6%
8	13,310	3.1%	2,893	6.4%	1,103	6.1%
9	13,689	2.8%	3,076	6.3%	1,147	4.0%
10	14,003	2.3%	3,277	6.5%	1,209	5.4%
11	14,325	2.3%	3,426	4.5%	1,238	2.4%
12	14,427	0.7%	3,686	7.6%	1,297	4.8%
13	14,626	1.4%	3,914	6.2%	1,334	2.9%
14	14,620	▲0.0%	4,005	2.3%	1,345	0.8%
15	14,750	0.9%	4,169	4.1%	1,388	3.2%
16	14,485	▲1.8%	4,174	0.1%	1,386	▲0.1%
17	14,161	▲2.2%	4,214	1.0%	1,390	0.3%
18	13,895	▲1.9%	4,142	▲1.7%	1,376	▲1.0%
19	13,683	▲1.5%	4,042	▲2.4%	1,336	▲2.9%
20	13,324	▲2.6%	3,993	▲1.2%	1,305	▲2.3%
21	12,974	▲2.6%	3,952	▲1.0%	1,286	▲1.5%
22	12,695	▲2.2%	3,991	1.0%	1,289	0.2%
23	12,566	▲1.0%	3,935	▲1.4%	1,265	▲1.9%
24	12,436	▲1.0%	3,941	0.2%	1,263	▲0.2%
25	12,272	▲1.3%	3,945	0.1%	1,259	▲0.3%
26	12,115	▲1.3%	3,947	0.1%	1,265	0.5%
27	12,000	▲0.9%	3,934	▲0.3%	1,269	0.3%
28	11,952	▲0.4%	3,951	0.4%	1,266	▲0.2%
29	11,917	▲0.3%	3,944	▲0.2%	1,277	0.9%
30	11,800	▲1.0%	3,963	0.5%	1,274	▲0.2%
令和元	11,707	▲0.8%	3,957	▲0.2%	1,267	▲0.5%
2	11,630	▲0.7%	3,956	▲0.0%	1,270	0.2%
3	11,576	▲0.5%	3,959	0.1%	1,268	▲0.2%
4	11,477	▲0.9%	3,931	▲0.7%	1,257	▲0.9%
5	11,313	▲1.4%	3,932	0.0%	1,230	▲2.1%
6	11,140	▲1.5%	3,930	▲0.1%	1,221	▲0.7%

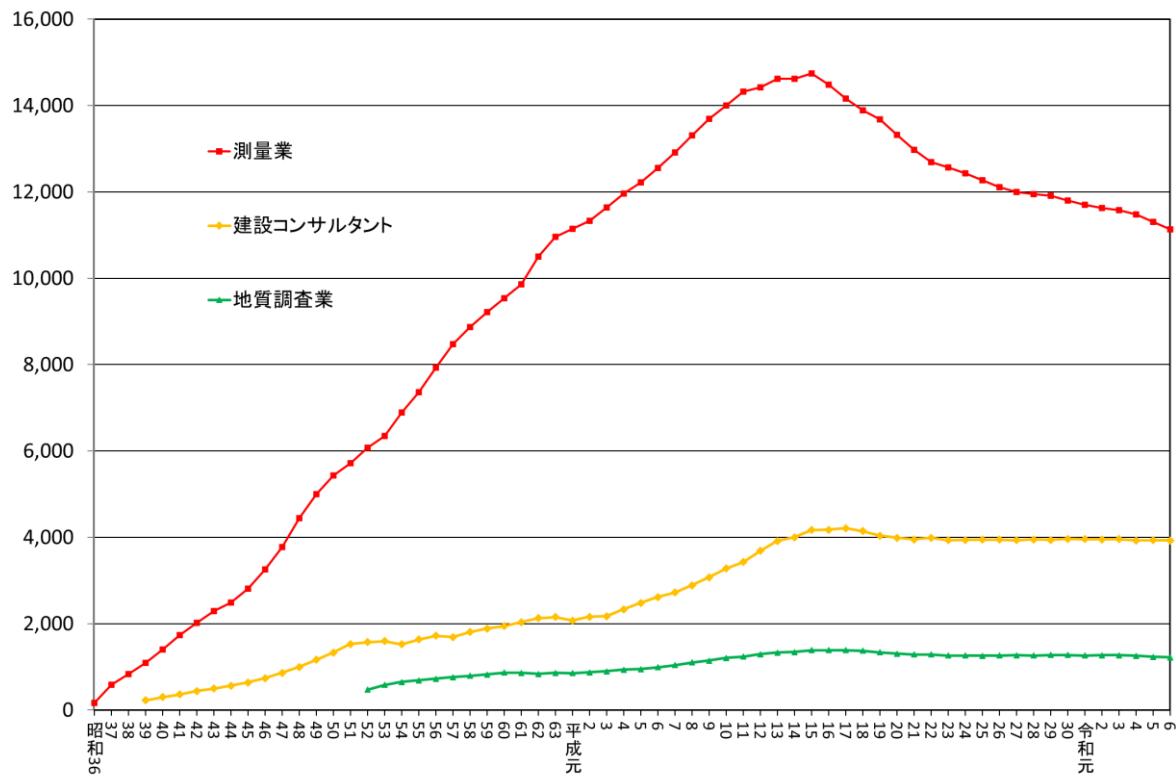
(注) 集計時期について、測量業及び地質調査業は各年度末、建設コンサルタントは昭和48年度まで
は2月末、昭和49年度から昭和54年度までは1月末、昭和55年度以降は年度末の業者数。

増減率は対前年度増減率であり、小数点以下第2位で四捨五入としている。このために誤差が
生じることがある。

網掛けの枠は、各業別の一覧年次を示す。

図1 登録業者数の推移

登録業者数



2. 資本金階層別登録業者数

(1) 測量業

① 令和6年度末現在の状況

測量業者の資本金階層別比率は、「個人」が8.6%、「その他(社団法人・財団法人・協同組合等をいう。以下同じ。)」が3.1%、会社にあっては、「1,000万円未満」が33.7%、「1,000万円以上2,000万円未満」が34.1%、「2,000万円以上5,000万円未満」が14.1%、「5,000万円以上1億円未満」が3.8%、「1億円以上」が2.6%となっている。

以上のように、「1,000万円以上2,000万円未満」が34.1%と最も多く、次に「1,000万円未満」(33.7%)が続き、両者をあわせると67.8%と測量業の登録業者数の約7割となる。また、個人及び資本金の額が5,000万円未満の法人(※)の数は10,080業者となっており、測量業登録業者数の90.5%を占めている。

② 前年度末との比較

前年度末との比較では、5,000万円以上1億円未満の階層で増加し、「その他」の階層では増減なし、それ以外の階層では減少している。

③ ピーク時との比較

過去の調査において測量業の登録業者数が最も多かった平成15年度末時点と比較すると、「5,000万円以上1億円未満」及び「その他」の階層では増加しているが、他の階層では減少しており、特に「1,000万円以上2,000万円未満」の階層で2,149業者(36.1%)減、「1億円以上」の階層で94業者(24.4%)減と大幅に減少している。

(2) 建設コンサルタント

① 令和6年度末現在の状況

建設コンサルタントの資本金階層別比率は、「個人」が0.3%、「その他」が4.0%、会社にあっては、「1,000万円未満」が4.6%、「1,000万円以上2,000万円未満」が44.4%、「2,000万円以上5,000万円未満」が28.8%、「5,000万円以上1億円未満」が9.3%、「1億円以上」が8.6%となっている。

以上のように、「1,000万円以上2,000万円未満」が44.4%と最も多く、次に「2,000万円以上5,000万円未満」(28.8%)が続き、両者をあわせると73.2%と建設コンサルタントの登録業者数の約4分の3を占めている。また、個人及び資本金の額が5,000万円未満の法人(※)の数は3,069業者となっており、建設コンサルタント登録業者数の78.1%を占めている。

② 前年度末との比較

前年度末との比較では、「1,000万円未満」及び「5,000万円以上1億円未満」の階層で増加し、それ以外の階層では減少している。

③ ピーク時との比較

過去の調査において建設コンサルタントの登録業者数が最も多かった平成17年度末時点と比較すると、「1,000万円未満」、「5,000万円以上1億円未満」及び「その他」の階層では増加しているが、他の階層では減少しており、特に、「個人」の階層で6業者(35.3%)減、「1億円以上」の階層で60業者(15.1%)減と大幅に減少している。

(3) 地質調査業

① 令和6年度末現在の状況

地質調査業者の資本金階層別比率は、「個人」が0.3%、「その他」が0.5%、会社にあっては、「1,000万円未満」が3.0%、「1,000万円以上2,000万円未満」が36.3%、「2,000万円以上5,000万円未満」が38.9%、「5,000万円以上1億円未満」が12.9%、「1億円以上」が8.0%となっている。

以上のように、「2,000万円以上5,000万円未満」が38.9%と最も多く、次に「1,000万円以上2,000万円未満」が36.3%と続き、両者をあわせると75.2%と地質調査業者の登録数の4分の3を超えており、また、個人及び資本金の額が5,000万円未満の法人(※)の数は959業者となっており、地質調査業の登録業者数の78.5%を占めている。

② 前年度末との比較

前年度末との比較では、「1,000万円未満」及び「1億円以上」の階層では増加し、「その他」の階層で増減なし、それ以外の階層では減少している。

③ ピーク時との比較

過去の調査において地質調査業の登録業者数が最も多かった平成17年度末時点と比較すると、「個人」、「1,000万円未満」及び「その他」の階層では増加しているが、他の階層では減少しており、特に「1億円以上」の階層で33業者(25.2%)減、「1,000万円以上2,000万円未満」の階層で81業者(15.5%)減と大幅に減少している。

(※) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)における「中小企業者」：建設関連業(土木建築サービス業)については、資本金の額が5,000万円以下の会社並びに常時雇用する従業員の数が100人以下の会社及び個人を指す。

表2 資本金階層別登録業者数

区分		個人	1000万円未満	2000万円未満	5000万円未満	1億円以上	その他	計	
測量業	R5 登録数(A)	998	3,793	3,875	1,588	413	296	350	11,313
	構成比	8.8%	33.5%	34.3%	14.0%	3.7%	2.6%	3.1%	100.0%
	6 登録数(B)	956	3,754	3,800	1,570	419	291	350	11,140
	構成比	8.6%	33.7%	34.1%	14.1%	3.8%	2.6%	3.1%	100.0%
	(ピーク時) 登録数(C)	1,284	4,674	5,949	1,876	392	385	190	14,750
	H15 構成比	8.7%	31.7%	40.3%	12.7%	2.7%	2.6%	1.3%	100.0%
	(前年度比較) 増減数(B-A)	▲ 42	▲ 39	▲ 75	▲ 18	6	▲ 5	0	▲ 173
	(ピーク時比較) 増減数(B-C)	▲ 328	▲ 920	▲ 2,149	▲ 306	27	▲ 94	160	▲ 3,610
	R5 登録数(D)	13	172	1,748	1,132	363	345	159	3,932
	構成比(%)	0.3%	4.4%	44.5%	28.8%	9.2%	8.8%	4.0%	100.0%
建設コンサルタント	6 登録数(E)	11	181	1,746	1,131	366	337	158	3,930
	構成比	0.3%	4.6%	44.4%	28.8%	9.3%	8.6%	4.0%	100.0%
	(ピーク時) 登録数(F)	17	60	2,045	1,282	343	397	70	4,214
	H17 構成比	0.4%	1.4%	48.5%	30.4%	8.1%	9.4%	1.7%	100.0%
	(前年度比較) 増減数(E-D)	▲ 2	9	▲ 2	▲ 1	3	▲ 8	▲ 1	▲ 2
	(ピーク時比較) 増減数(E-F)	▲ 6	121	▲ 299	▲ 151	23	▲ 60	88	▲ 284
	R5 登録数(G)	5	35	451	476	160	97	6	1,230
	構成比	0.4%	2.8%	36.7%	38.7%	13.0%	7.9%	0.5%	100.0%
	6 登録数(H)	4	37	443	475	158	98	6	1,221
	構成比	0.3%	3.0%	36.3%	38.9%	12.9%	8.0%	0.5%	100.0%
地質調査業	(ピーク時) 登録数(I)	3	17	524	545	166	131	4	1,390
	H17 構成比	0.2%	1.2%	37.7%	39.2%	11.9%	9.4%	0.3%	100.0%
	(前年度比較) 増減数(H-G)	▲ 1	2	▲ 8	▲ 1	▲ 2	1	0	▲ 9
	(ピーク時比較) 増減数(H-I)	1	20	▲ 81	▲ 70	▲ 8	▲ 33	2	▲ 169
	注 1. 「その他」は社団法人、財団法人及び協同組合等である。 注 2. 建設コンサルタント及び地質調査業については、法人の場合、資本金500万円以上が登録要件の1つとなっている。 注 3. 「構成比」は、小数点以下第2位で四捨五入としている。このために誤差が生じることがあり、「計」が一致しないことがある。								

別表 資本金階層別登録業者数

【令和6年度末 構成比及び累計構成比】

	測量業			建設コンサルタント			地質調査業		
	業者数	構成比	累積構成比	業者数	構成比	累積構成比	業者数	構成比	累積構成比
個人	956	8.6	8.6	11	0.3	0.3	4	0.3	0.3
1,000万円未満	3,754	33.7	42.3	181	4.6	4.9	37	3.0	3.4
1,000万円以上2,000万円未満	3,800	34.1	76.4	1,746	44.4	49.3	443	36.3	39.6
2,000万円以上5,000万円未満	1,570	14.1	90.5	1,131	28.8	78.1	475	38.9	78.5
5,000万円以上1億円未満	419	3.8	94.2	366	9.3	87.4	158	12.9	91.5
1億円以上	291	2.6	96.9	337	8.6	96.0	98	8.0	99.5
その他	350	3.1	100.0	158	4.0	100.0	6	0.5	100.0
合計	11,140	100.0		3,930	100.0		1,221	100.0	

【前年度との比較】

業者数(R6)	測量業			建設コンサルタント			地質調査業		
	前年度末比		業者数(R6)	前年度末比			業者数(R6)	前年度末比	
	増減数	増減率		増減数	増減率	増減数		増減率	
個人	956	▲ 42	▲ 4.2	11	▲ 2	▲ 15.4	4	▲ 1	▲ 20.0
1,000万円未満	3,754	▲ 39	▲ 1.0	181	9	5.2	37	2	5.7
1,000万円以上2,000万円未満	3,800	▲ 75	▲ 1.9	1,746	▲ 2	▲ 0.1	443	▲ 8	▲ 1.8
2,000万円以上5,000万円未満	1,570	▲ 18	▲ 1.1	1,131	▲ 1	▲ 0.1	475	▲ 1	▲ 0.2
5,000万円以上1億円未満	419	6	1.5	366	3	0.8	158	▲ 2	▲ 1.3
1億円以上	291	▲ 5	▲ 1.7	337	▲ 8	▲ 2.3	98	1	1.0
その他	350	0	0.0	158	▲ 1	▲ 0.6	6	0	0.0
合計	11,140	▲ 173	▲ 1.5	3,930	▲ 2	▲ 0.1	1,221	▲ 9	▲ 0.7

【ピーク時との比較】

業者数(R6)	測量業			建設コンサルタント			地質調査業		
	H15年度末比		業者数(R6)	H17年度末比			業者数(R6)	H17年度末比	
	増減数	増減率		増減数	増減率	増減数		増減率	
個人	956	▲ 328	▲ 25.5	11	▲ 6	▲ 35.3	4	1	33.3
1,000万円未満	3,754	▲ 920	▲ 19.7	181	121	201.7	37	20	117.6
1,000万円以上2,000万円未満	3,800	▲ 2,149	▲ 36.1	1,746	▲ 299	▲ 14.6	443	▲ 81	▲ 15.5
2,000万円以上5,000万円未満	1,570	▲ 306	▲ 16.3	1,131	▲ 151	▲ 11.8	475	▲ 70	▲ 12.8
5,000万円以上1億円未満	419	27	6.9	366	23	6.7	158	▲ 8	▲ 4.8
1億円以上	291	▲ 94	▲ 24.4	337	▲ 60	▲ 15.1	98	▲ 33	▲ 25.2
その他	350	160	84.2	158	88	125.7	6	2	50.0
合計	11,140	▲ 3,610	▲ 24.5	3,930	▲ 284	▲ 6.7	1,221	▲ 169	▲ 12.2

注 1.「その他」は社団法人、財団法人及び協同組合等である。

注 2.建設コンサルタント及び地質調査業については、法人の場合、資本金500万円以上が登録要件の1つとなっている。

注 3.「構成比」は、小数点以下第2位で四捨五入としている。このために誤差が生じることがあり、「計」が一致しないことがある。

3. 登録業者の都道府県別分布状況

(1) 測量業

- ① 都道府県別の登録業者数は、前年度末と比較すると8県で増加し、5県で同数であり、減少したのは34都道府県となっている。(表3-1)
- ② 地方整備局等の所管地域別にみると、沖縄は同数であるが、それ以外の地域で減少している。(表3-2)
- ③ 都道府県別の登録業者数構成比順をみると、「東京都(917業者,8.2%)」「北海道(784業者,7.0%)」「福岡県(574業者,5.2%)」「神奈川県(531業者,4.8%)」「大阪府(512業者,4.6%)」の上位5都道府県で全体比29.8%を占めている。なお、下位5県は「鳥取県(59業者,0.5%)」「香川県(66業者,0.6%)」「佐賀県(76業者,0.7%)」「富山県(91業者,0.8%)」「高知県(91業者,0.8%)」となっている。(表3-3)

(2) 建設コンサルタント

- ① 都道府県別の登録業者数は、前年度末と比較すると18県で増加し、14府県で同数であり、減少したのは15道都県となっている。(表3-1)
- ② 地方整備局等の所管地域別にみると、東北、北陸、中部、中国及び沖縄で増加し、関東、四国では同数、それ以外の地域では減少している。(表3-2)
- ③ 都道府県別の登録業者数を構成比順でみると、「東京都(676業者,17.2%)」「北海道(267業者,6.8%)」「大阪府(242業者,6.2%)」「福岡県(200業者,5.1%)」「愛知県(131業者,3.3%)」の上位5都道府県で全体比38.6%を占めている。なお、下位5県は「奈良県(25業者,0.6%)」「鳥取県(29業者,0.7%)」「香川県(30業者,0.8%)」「佐賀県(31業者,0.8%)」「山梨県(32業者,0.8%)」となっている。(表3-3)

(3) 地質調査業

- ① 都道府県別の登録業者数は、前年度末と比較すると9県で増加し、25府県で同数であり、減少したのは13都道府県となっている。(表3-1)
- ② 地方整備局等の所管地域別にみると、北陸及び中国で増加し、中部で同数であるが、それ以外の地域では減少している。(表3-2)
- ③ 都道府県別の登録業者数構成比順をみると、「東京都(134業者,11.0%)」「北海道(90業者,7.4%)」「大阪府(58業者,4.8%)」「福岡県(53業者,4.3%)」「神奈川県(42業者,3.4%)」の上位5都道府県で全体比30.9%を占めている。なお、下位5県は「三重県(8業者,0.7%)」「栃木県(9業者,0.7%)」「香川県(10業者,0.8%)」「岩手県(12業者,1.0%)」「山梨県(12業者,1.0%)」「茨城県(12業者,1.0%)」「富山県(12業者,1.0%)」となっている。(表3-3)

表3-1 登録業者の都道府県別分布(主たる営業所の所在地)

	測量業				建設コンサルタント				地質調査業						
	令和5年度		令和6年度		増減率 (2/1)	令和5年度		令和6年度		増減率 (2/1)	令和5年度		令和6年度		増減率 (2/1)
	業者数	構成比	業者数	構成比		業者数	構成比	業者数	構成比		業者数	構成比	業者数	構成比	
北海道	796	7.0%	784	7.0%	▲1.5%	268	6.8%	267	6.8%	▲0.4%	92	7.5%	90	7.4%	▲2.2%
青森県	150	1.3%	150	1.3%	0.0%	65	1.7%	63	1.6%	▲3.1%	29	2.4%	28	2.3%	▲3.4%
岩手県	147	1.3%	140	1.3%	▲4.8%	39	1.0%	39	1.0%	0.0%	11	0.9%	12	1.0%	9.1%
宮城県	249	2.2%	250	2.2%	0.4%	78	2.0%	77	2.0%	▲1.3%	26	2.1%	24	2.0%	▲7.7%
秋田県	138	1.2%	136	1.2%	▲1.4%	48	1.2%	48	1.2%	0.0%	22	1.8%	22	1.8%	0.0%
山形県	114	1.0%	113	1.0%	▲0.9%	42	1.1%	43	1.1%	2.4%	16	1.3%	16	1.3%	0.0%
福島県	257	2.3%	257	2.3%	0.0%	57	1.4%	60	1.5%	5.3%	16	1.3%	16	1.3%	0.0%
茨城県	323	2.9%	314	2.8%	▲2.8%	56	1.4%	59	1.5%	5.4%	12	1.0%	12	1.0%	0.0%
栃木県	192	1.7%	187	1.7%	▲2.6%	53	1.3%	54	1.4%	1.9%	9	0.7%	9	0.7%	0.0%
群馬県	163	1.4%	155	1.4%	▲4.9%	42	1.1%	41	1.0%	▲2.4%	15	1.2%	15	1.2%	0.0%
埼玉県	387	3.4%	383	3.4%	▲1.0%	92	2.3%	88	2.2%	▲4.3%	30	2.4%	27	2.2%	▲10.0%
千葉県	377	3.3%	369	3.3%	▲2.1%	59	1.5%	63	1.6%	6.8%	28	2.3%	30	2.5%	7.1%
東京都	942	8.3%	917	8.2%	▲2.7%	682	17.3%	676	17.2%	▲0.9%	135	11.0%	134	11.0%	▲0.7%
神奈川県	533	4.7%	531	4.8%	▲0.4%	88	2.2%	89	2.3%	1.1%	42	3.4%	42	3.4%	0.0%
山梨県	130	1.1%	129	1.2%	▲0.8%	33	0.8%	32	0.8%	▲3.0%	11	0.9%	12	1.0%	9.1%
長野県	254	2.2%	251	2.3%	▲1.2%	91	2.3%	94	2.4%	3.3%	26	2.1%	25	2.0%	▲3.8%
新潟県	269	2.4%	265	2.4%	▲1.5%	75	1.9%	76	1.9%	1.3%	12	1.0%	13	1.1%	8.3%
富山県	89	0.8%	91	0.8%	2.2%	38	1.0%	38	1.0%	0.0%	12	1.0%	12	1.0%	0.0%
石川県	106	0.9%	107	1.0%	0.9%	52	1.3%	52	1.3%	0.0%	25	2.0%	25	2.0%	0.0%
岐阜県	148	1.3%	141	1.3%	▲4.7%	53	1.3%	53	1.3%	0.0%	13	1.1%	13	1.1%	0.0%
静岡県	260	2.3%	254	2.3%	▲2.3%	70	1.8%	71	1.8%	1.4%	22	1.8%	23	1.9%	4.5%
愛知県	395	3.5%	390	3.5%	▲1.3%	130	3.3%	131	3.3%	0.8%	40	3.3%	39	3.2%	▲2.5%
三重県	143	1.3%	137	1.2%	▲4.2%	47	1.2%	46	1.2%	▲2.1%	8	0.7%	8	0.7%	0.0%
福井県	99	0.9%	96	0.9%	▲3.0%	48	1.2%	49	1.2%	2.1%	21	1.7%	21	1.7%	0.0%
滋賀県	135	1.2%	126	1.1%	▲6.7%	37	0.9%	36	0.9%	▲2.7%	25	2.0%	23	1.9%	▲8.0%
京都府	188	1.7%	187	1.7%	▲0.5%	49	1.2%	49	1.2%	0.0%	16	1.3%	16	1.3%	0.0%
大阪府	515	4.6%	512	4.6%	▲0.6%	242	6.2%	242	6.2%	0.0%	60	4.9%	58	4.8%	▲3.3%
兵庫県	438	3.9%	431	3.9%	▲1.6%	88	2.2%	88	2.2%	0.0%	16	1.3%	17	1.4%	6.3%
奈良県	143	1.3%	137	1.2%	▲4.2%	25	0.6%	25	0.6%	0.0%	25	2.0%	25	2.0%	0.0%
和歌山県	172	1.5%	167	1.5%	▲2.9%	47	1.2%	45	1.1%	▲4.3%	15	1.2%	16	1.3%	6.7%
鳥取県	59	0.5%	59	0.5%	0.0%	30	0.8%	29	0.7%	▲3.3%	13	1.1%	13	1.1%	0.0%
島根県	101	0.9%	99	0.9%	▲2.0%	50	1.3%	50	1.3%	0.0%	34	2.8%	34	2.8%	0.0%
岡山県	161	1.4%	163	1.5%	1.2%	74	1.9%	77	2.0%	4.1%	24	2.0%	25	2.0%	4.2%
広島県	202	1.8%	195	1.8%	▲3.5%	82	2.1%	83	2.1%	1.2%	33	2.7%	34	2.8%	3.0%
山口県	126	1.1%	125	1.1%	▲0.8%	36	0.9%	37	0.9%	2.8%	28	2.3%	28	2.3%	0.0%
徳島県	115	1.0%	116	1.0%	0.9%	41	1.0%	39	1.0%	▲4.9%	18	1.5%	18	1.5%	0.0%
香川県	69	0.6%	66	0.6%	▲4.3%	29	0.7%	30	0.8%	3.4%	10	0.8%	10	0.8%	0.0%
愛媛県	141	1.2%	135	1.2%	▲4.3%	36	0.9%	36	0.9%	0.0%	14	1.1%	13	1.1%	▲7.1%
高知県	91	0.8%	91	0.8%	0.0%	41	1.0%	42	1.1%	2.4%	16	1.3%	16	1.3%	0.0%
福岡県	584	5.2%	574	5.2%	▲1.7%	205	5.2%	200	5.1%	▲2.4%	53	4.3%	53	4.3%	0.0%
佐賀県	77	0.7%	76	0.7%	▲1.3%	30	0.8%	31	0.8%	3.3%	15	1.2%	15	1.2%	0.0%
長崎県	166	1.5%	171	1.5%	3.0%	63	1.6%	63	1.6%	0.0%	23	1.9%	23	1.9%	0.0%
熊本県	265	2.3%	268	2.4%	1.1%	90	2.3%	90	2.3%	0.0%	25	2.0%	24	2.0%	▲4.0%
大分県	156	1.4%	157	1.4%	0.6%	55	1.4%	54	1.4%	▲1.8%	16	1.3%	15	1.2%	▲6.3%
宮崎県	216	1.9%	208	1.9%	▲3.7%	80	2.0%	78	2.0%	▲2.5%	33	2.7%	33	2.7%	0.0%
鹿児島県	224	2.0%	222	2.0%	▲0.9%	67	1.7%	67	1.7%	0.0%	23	1.9%	23	1.9%	0.0%
沖縄県	308	2.7%	308	2.8%	0.0%	129	3.3%	130	3.3%	0.8%	22	1.8%	21	1.7%	▲4.5%
計	11,313	100.0%	11,140	100.0%	▲1.5%	3,932	100.0%	3,930	100.0%	▲0.1%	1,230	100.0%	1,221	100.0%	▲0.7%

※「構成比」、「増減率」は、小数点以下第2位で四捨五入している。このために誤差が生じることがあり、「計」が一致しないことがある。

表3-2 登録業者の地方整備局等所管地域別分布

	測量業				建設コンサルタント				地質調査業						
	令和5年度		令和6年度		増減率 (2/1)	令和5年度		令和6年度		増減率 (2/1)	令和5年度		令和6年度		増減率 (2/1)
	業者数	構成比	業者数	構成比		業者数	構成比	業者数	構成比		業者数	構成比	業者数	構成比	
北海道開発局	796	7.0%	784	7.0%	▲1.5%	268	6.8%	267	6.8%	▲0.4%	92	7.5%	90	7.4%	▲2.2%
東北地方整備局	1,055	9.3%	1,046	9.4%	▲0.9%	329	8.4%	330	8.4%	0.3%	120	9.8%	118	9.7%	▲1.7%
関東地方整備局	3,301	29.2%	3,236	29.0%	▲2.0%	1,196	30.4%	1,196	30.4%	0.0%	308	25.0%	306	25.1%	▲0.6%
北陸地方整備局	464	4.1%	463	4.2%	▲0.2%	165	4.2%	166	4.2%	0.6%	49	4.0%	50	4.1%	2.0%
中部地方整備局	946	8.4%	922	8.3%	▲2.5%	300	7.6%	301	7.7%	0.3%	83	6.7%	83	6.8%	0.0%
近畿地方整備局	1,690	14.9%	1,656	14.9%	▲2.0%	536	13.6%	534	13.6%	▲0.4%	178	14.5%	176	14.4%	▲1.1%
中国地方整備局	649	5.7%	641	5.8%	▲1.2%	272	6.9%	276	7.0%	1.5%	132	10.7%	134	11.0%	1.5%
四国地方整備局	416	3.7%	408	3.7%	▲1.9%	147	3.7%	147	3.7%	0.0%	58	4.7%	57	4.7%	▲1.7%
九州地方整備局	1,688	14.9%	1,676	15.0%	▲0.7%	590	15.0%	583	14.8%	▲1.2%	188	15.3%	186	15.2%	▲1.1%
沖縄総合事務局	308	2.7%	308	2.8%	0.0%	129	3.3%	130	3.3%	0.8%	22	1.8%	21	1.7%	▲4.5%
計	11,313	100.0%	11,140	100.0%	▲1.5%	3,932	100.0%	3,930	100.0%	▲0.1%	1,230	100.0%	1,221	100.0%	▲0.7%

※「構成比」、「増減率」は、小数点以下第2位で四捨五入としている。このために誤差が生じることがあり、「計」が一致しないことがある。

表3-3 令和6年度 登録業者数の都道府県別分布(構成比順)

測量業		建設コンサルタント		地質調査業				
	業者数	構成比	業者数	構成比	業者数	構成比		
東京都	917	8.2%	東京都	676	17.2%	東京都	134	11.0%
北海道	784	7.0%	北海道	267	6.8%	北海道	90	7.4%
福岡県	574	5.2%	大阪府	242	6.2%	大阪府	58	4.8%
神奈川県	531	4.8%	福岡県	200	5.1%	福岡県	53	4.3%
大阪府	512	4.6%	愛知県	131	3.3%	神奈川県	42	3.4%
兵庫県	431	3.9%	沖縄県	130	3.3%	愛知県	39	3.2%
愛知県	390	3.5%	長野県	94	2.4%	島根県	34	2.8%
埼玉県	383	3.4%	熊本県	90	2.3%	広島県	34	2.8%
千葉県	369	3.3%	神奈川県	89	2.3%	宮崎県	33	2.7%
茨城県	314	2.8%	埼玉県	88	2.2%	千葉県	30	2.5%
沖縄県	308	2.8%	兵庫県	88	2.2%	青森県	28	2.3%
熊本県	268	2.4%	広島県	83	2.1%	山口県	28	2.3%
新潟県	265	2.4%	宮崎県	78	2.0%	埼玉県	27	2.2%
福島県	257	2.3%	宮城県	77	2.0%	長野県	25	2.0%
静岡県	254	2.3%	岡山県	77	2.0%	石川県	25	2.0%
長野県	251	2.3%	新潟県	76	1.9%	奈良県	25	2.0%
宮城県	250	2.2%	静岡県	71	1.8%	岡山県	25	2.0%
鹿児島県	222	2.0%	鹿児島県	67	1.7%	宮城県	24	2.0%
宮崎県	208	1.9%	青森県	63	1.6%	熊本県	24	2.0%
広島県	195	1.8%	千葉県	63	1.6%	静岡県	23	1.9%
京都府	187	1.7%	長崎県	63	1.6%	滋賀県	23	1.9%
栃木県	187	1.7%	福島県	60	1.5%	長崎県	23	1.9%
長崎県	171	1.5%	茨城県	59	1.5%	鹿児島県	23	1.9%
和歌山县	167	1.5%	栃木県	54	1.4%	秋田県	22	1.8%
岡山県	163	1.5%	大分県	54	1.4%	福井県	21	1.7%
大分県	157	1.4%	岐阜県	53	1.3%	沖縄県	21	1.7%
群馬県	155	1.4%	石川県	52	1.3%	徳島県	18	1.5%
青森県	150	1.3%	島根県	50	1.3%	兵庫県	17	1.4%
岐阜県	141	1.3%	福井県	49	1.2%	山形県	16	1.3%
岩手県	140	1.3%	京都府	49	1.2%	福島県	16	1.3%
奈良県	137	1.2%	秋田県	48	1.2%	京都府	16	1.3%
三重県	137	1.2%	三重県	46	1.2%	和歌山县	16	1.3%
秋田県	136	1.2%	和歌山县	45	1.1%	高知県	16	1.3%
愛媛県	135	1.2%	山形県	43	1.1%	群馬県	15	1.2%
山梨県	129	1.2%	高知県	42	1.1%	佐賀県	15	1.2%
滋賀県	126	1.1%	群馬県	41	1.0%	大分県	15	1.2%
山口県	125	1.1%	岩手県	39	1.0%	新潟県	13	1.1%
徳島県	116	1.0%	徳島県	39	1.0%	岐阜県	13	1.1%
山形県	113	1.0%	富山县	38	1.0%	鳥取県	13	1.1%
石川県	107	1.0%	山口県	37	0.9%	愛媛県	13	1.1%
島根県	99	0.9%	滋賀県	36	0.9%	岩手県	12	1.0%
福井県	96	0.9%	愛媛県	36	0.9%	茨城县	12	1.0%
富山县	91	0.8%	山梨県	32	0.8%	山梨県	12	1.0%
高知県	91	0.8%	佐賀県	31	0.8%	富山县	12	1.0%
佐賀県	76	0.7%	香川県	30	0.8%	香川県	10	0.8%
香川県	66	0.6%	鳥取県	29	0.7%	栃木県	9	0.7%
鳥取県	59	0.5%	奈良県	25	0.6%	三重県	8	0.7%
計	11,140	100.0%	計	3,930	100.0%	計	1,221	100.0%

※「構成比」は、小数点以下第2位で四捨五入している。このために誤差が生じることがあり、「計」が一致しないことがある。

4. 登録3業種における兼業状況

令和6年度末における登録3業種における兼業状況を見ると、前年度末と比べ、3業種とも登録している(3業種兼業)業者は減少している。

以下に、それぞれの登録業種からみた兼業状況について述べる。

(1) 測量業

測量業のみを登録している(専業)業者数は8,187業者(73.5%)、測量業と建設コンサルタントを登録(2業種兼業)している業者数は2,115業者(19.0%)、測量業と地質調査業を登録している(2業種兼業)業者数は72業者(0.6%)、測量業と建設コンサルタント及び地質調査業を登録している(3業種兼業)業者数は766業者(6.9%)であった。

また、専業業者の比率が最も高く73.5%となっている。

(2) 建設コンサルタント

建設コンサルタントのみを登録している(専業)業者数は976業者(24.8%)、建設コンサルタントと測量業を登録している(2業種兼業)業者数は2,115業者(53.8%)、建設コンサルタントと地質調査業を登録している(2業種兼業)業者数は73業者(1.9%)、建設コンサルタントと測量業及び地質調査業を登録している(3業種兼業)業者数は766業者(19.5%)であった。

また、測量業との兼業が多く、3業種兼業の業者数とあわせると2,881業者になり、建設コンサルタントの73.3%が測量業との兼業となっている。

(3) 地質調査業

地質調査業のみを登録している(専業)業者数は310業者(25.4%)、地質調査業と測量業を登録している(2業種兼業)業者数は72業者(5.9%)、地質調査業と建設コンサルタントを登録している(2業種兼業)業者数は73業者(6.0%)、地質調査業と測量業及び建設コンサルタントを登録している(3業種兼業)業者数は766業者(62.7%)となり、3業種兼業の比率が最も高くなっている。

表4 登録3業種における兼業状況

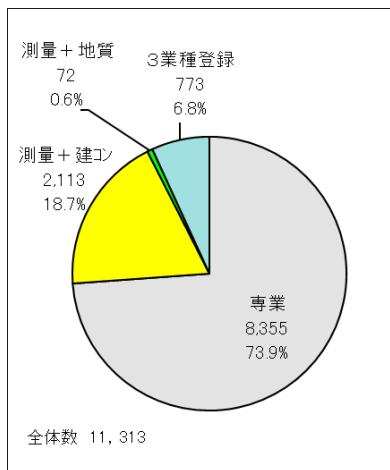
		測量業者		建設コンサルタント		地質調査業者	
		業者数	構成比	業者数	構成比	業者数	構成比
当該業種のみ登録	令和5年度	8,355	73.9%	971	24.7%	310	25.2%
	令和6年度	8,187	73.5%	976	24.8%	310	25.4%
2業種を登録	令和5年度	2,185	19.6%	2,188	55.7%	147	12.0%
	令和6年度	2,187	19.6%	2,188	55.7%	145	11.9%
測量業を登録	令和5年度	—	—	2,113	120.8%	72	6.6%
	令和6年度	—	—	2,115	53.8%	72	5.9%
建設コンサルタントを登録	令和5年度	2,113	23.6%	—	—	75	6.9%
	令和6年度	2,115	19.0%	—	—	73	6.0%
地質調査業を登録	令和5年度	72	0.8%	75	4.3%	—	—
	令和6年度	72	0.6%	73	1.9%	—	—
3業種とも登録	令和5年度	773	6.9%	773	19.7%	773	63.3%
	令和6年度	766	6.9%	766	19.5%	766	62.7%
登録業者数(計)	令和5年度	11,313	100.4%	3,932	100.0%	1,230	100.6%
	令和6年度	11,140	100.0%	3,930	100.0%	1,221	100.0%

※「構成比」は、小数点以下第2位で四捨五入としている。このために誤差が生じることがあり、「計」が一致しないことがある。

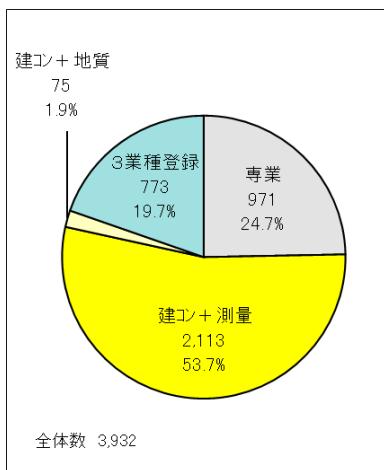
図2 登録3業種における兼業状況

令和5年度

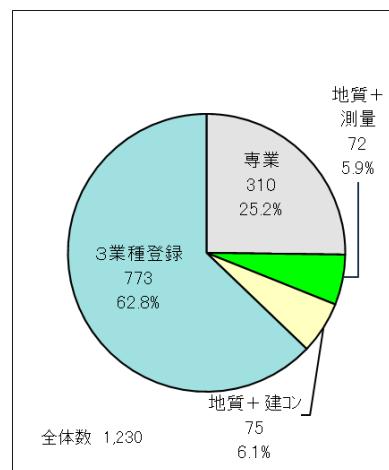
① 測量業



② 建設コンサルタント

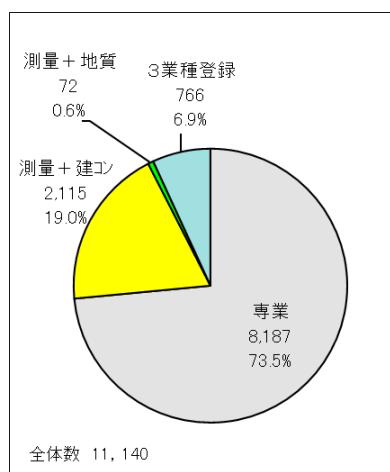


③ 地質調査業

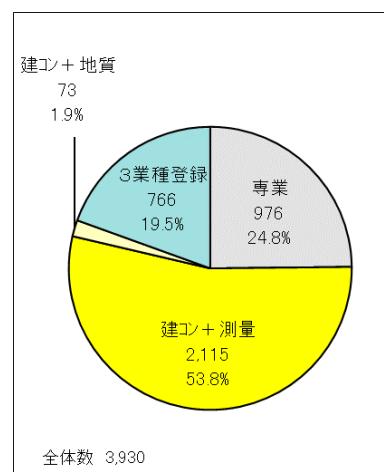


令和6年度

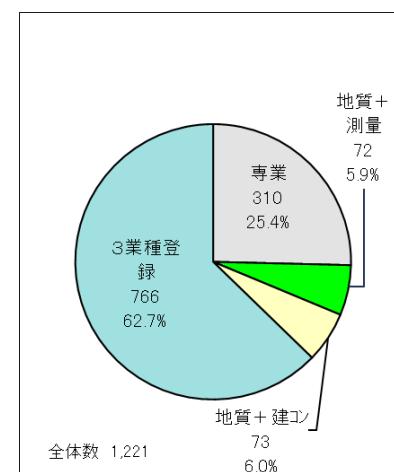
① 測量業



② 建設コンサルタント



③ 地質調査業



5. 登録部門数で見る建設コンサルタント登録業者数

建設コンサルタントの部門登録数(1業者で最大21部門に登録可能)ごとに登録業者数を見ると、1部門のみを登録している業者数は1,818業者(46.3%)、2部門を登録している業者数は718業者(18.3%)となっており、1部門及び2部門登録している業者数の合計が全体の64.6%を占めている。また、複数の部門を登録している業者の割合は、前年度末との比較で0.4ポイント減少となっている。

表5 登録部門数で見る建設コンサルタント登録業者数

登録部門数	令和5年度		令和6年度	
	登録業者数	構成比	登録業者数	構成比
1	1805	45.9%	1818	46.3%
2	734	18.7%	718	18.3%
3	468	11.9%	465	11.8%
4	277	7.0%	279	7.1%
5	213	5.4%	203	5.2%
6	141	3.6%	161	4.1%
7	94	2.4%	86	2.2%
8	64	1.6%	69	1.8%
9	32	0.8%	29	0.7%
10	22	0.6%	17	0.4%
11	21	0.5%	25	0.6%
12	15	0.4%	13	0.3%
13	13	0.3%	13	0.3%
14	10	0.3%	11	0.3%
15	7	0.2%	10	0.3%
16	3	0.1%	1	0.0%
17	5	0.1%	5	0.1%
18	2	0.1%	1	0.0%
19	3	0.1%	3	0.1%
20	1	0.0%	1	0.0%
21	2	0.1%	2	0.1%
計	3,932	100.0%	3,930	100.0%

注) 「構成比」は、小数点以下第2位で四捨五入としている。このために誤差が生じることがあり、「計」が一致しないことがある。

6. 建設コンサルタント登録業者の部門登録数

(1) 部門別登録の総数

令和6年度末現在における建設コンサルタント登録業者の登録部門の累計総数は10,473で、前年度末と比較すると、14(0.1%)の減少となった。1業者あたりの平均登録部門数は、2.66であり、前年度末(2.67)より0.01減少した。

(2) 前年度末との比較

前年度末に比べて登録業者数が増加した部門は8部門となっており、増加率は森林土木部門が2.7%増と最も高く、以下、都市計画及び地方計画部門(1.3%増)、土質及び基礎部門(1.3%増)、鉄道部門(1.1%増)、建設環境部門(0.6%増)、農業土木部門(0.5%増)、道路部門(0.1%増)、鋼構造及びコンクリート部門(0.1%増)が続く。

また、前年度末に比べて登録業者数が減少した部門は12部門で、減少率は電力土木部門が5.9%減と最も高く、以下、施工計画、施工設備及び積算部門(5.3%減)、機械部門(2.9%減)、廃棄物部門(2.9%減)が続く。

(3) 部門別登録業者数

令和6年度末現在において、登録業者数が多い部門は、

- ① 道路部門 : 1,744業者(全登録業者の44.4%)が登録
- ② 鋼構造及びコンクリート部門 : 1,353業者(全登録業者の34.4%)が登録
- ③ 河川、砂防及び海岸・海洋部門 : 1,208業者(全登録業者の30.7%)が登録
- ④ 土質及び基礎部門 : 847業者(全登録業者の21.6%)が登録
- ⑤ 農業土木部門 : 762業者(全登録業者の19.4%)が登録

となっている。一方、登録業者数が少ない部門は、

- ① 機械部門 : 33業者(全登録業者の0.8%)が登録
- ② 電力土木部門 : 48業者(全登録業者の1.2%)が登録
- ③ 水産土木部門 : 66業者(全登録業者の1.7%)が登録
- ④ 廃棄物部門 : 68業者(全登録業者の1.7%)が登録
- ⑤ 鉄道部門 : 91業者(全登録業者の2.3%)が登録

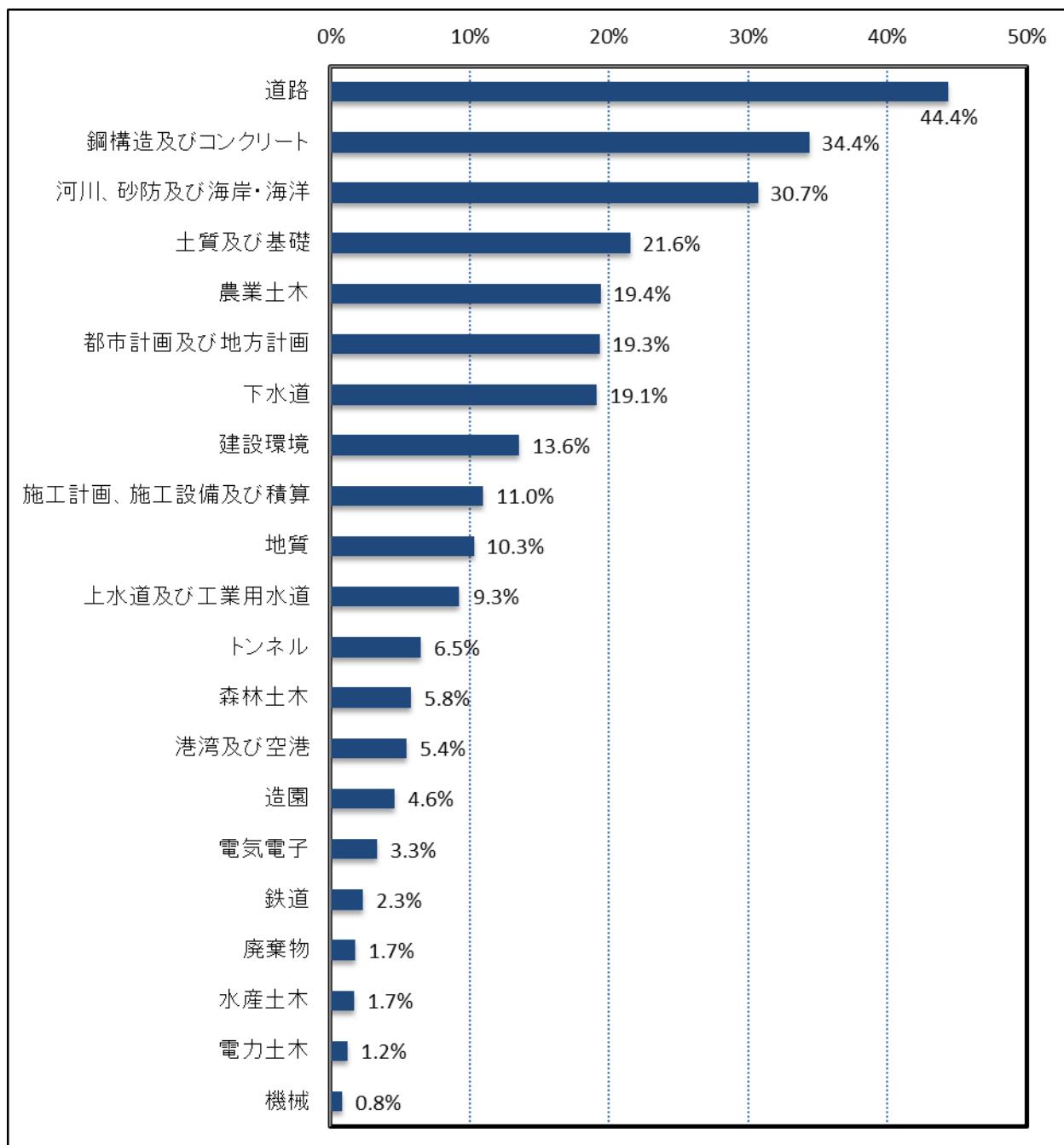
となっている。

表6 建設コンサルタント登録業者の部門登録数

部門名	令和5年度		令和6年度		増減率 ((B-A)/A)
	登録数(A)	構成比	登録数(B)	構成比	
河川、砂防及び海岸・海洋	1,209	11.5%	1208	11.5%	▲0.1%
港湾及び空港	219	2.1%	213	2.0%	▲2.7%
電力土木	51	0.5%	48	0.5%	▲5.9%
道路	1,742	16.6%	1744	16.7%	0.1%
鉄道	90	0.9%	91	0.9%	1.1%
上水道及び工業用水道	368	3.5%	364	3.5%	▲1.1%
下水道	756	7.2%	752	7.2%	▲0.5%
農業土木	758	7.2%	762	7.3%	0.5%
森林土木	222	2.1%	228	2.2%	2.7%
水産土木	67	0.6%	66	0.6%	▲1.5%
廃棄物	70	0.7%	68	0.6%	▲2.9%
造園	180	1.7%	180	1.7%	0.0%
都市計画及び地方計画	749	7.1%	759	7.2%	1.3%
地質	409	3.9%	406	3.9%	▲0.7%
土質及び基礎	836	8.0%	847	8.1%	1.3%
鋼構造及びコンクリート	1,352	12.9%	1353	12.9%	0.1%
トンネル	257	2.5%	256	2.4%	▲0.4%
施工計画、施工設備及び積算	455	4.3%	431	4.1%	▲5.3%
建設環境	530	5.1%	533	5.1%	0.6%
機械	34	0.3%	33	0.3%	▲2.9%
電気電子	133	1.3%	131	1.3%	▲1.5%
計	10,487	100.0%	10,473	100.0%	▲0.1%

「構成比」及び「増減率」は、小数点以下第2位で四捨五入としている。このために誤差が生じることがあり、「計」が一致しないことがある。

図3 登録業者における部門の登録率



7. 建設コンサルタントの登録部門毎の技術管理者内訳

(1) 令和6年度末現在の状況

令和6年度末現在の建設コンサルタント登録における技術管理者の総数は10,473名であり、資格の内訳は、各部門の技術士及び「都市計画及び地方計画部門」の一級建築士が9,021名(86.1%)、国土交通大臣の認定を受けた者(以下「大臣認定者」という。)が1,452名(13.9%)となっている。

(2) 技術管理者のうち大臣認定者の数の状況

技術管理者のうち大臣認定者の数が多い部門は、

- ① 道路部門 : 334名
- ② 河川、砂防及び海岸・海洋部門 : 290名
- ③ 鋼構造及びコンクリート部門 : 185名
- ④ 農業土木部門 : 173名
- ⑤ 下水道部門 : 138名

であり、これら上位5部門で1,120名(77.1%)となり、大臣認定者全体の4分の3超を占めている。

一方、大臣認定者の数が少ない部門は、以下の通り。

- ① 廃棄物部門 : 1名
- ② 電力土木部門 : 3名
- ③ 鉄道部門 : 5名
- ④ 機械部門 : 6名
- ⑤ 建設環境部門 : 7名

(3) 技術管理者のうち大臣認定者が占める比率の状況

技術管理者のうち大臣認定者が占める比率が大きい部門は、以下の通り。

- ① 河川、砂防及び海岸・海洋部門 : 24.0%
- ② 農業土木部門 : 22.7%
- ③ 上水道及び工業用水道部門 : 19.5%
- ④ 道路部門 : 19.2%
- ⑤ 下水道部門 : 18.4%

一方、大臣認定者が占める比率が小さい部門は、以下の通り。

- ① 建設環境部門 : 1.3%
- ② 廃棄物部門 : 1.5%
- ③ 都市計画及び地方計画部門 : 2.9%
- ④ 地質部門 : 3.9%
- ⑤ トンネル部門 : 4.7%

表7 建設コンサルタントの登録部門毎の技術管理者内訳

部門名	技術管理者区分	令和6年度				
		技術士等		認定		
		(C)	比率	(D)	比率	
河川、砂防及び海岸・海洋		918	76.0%	290	24.0%	1,208
港湾及び空港		194	91.1%	19	8.9%	213
電力土木		45	93.8%	3	6.3%	48
道路		1,410	80.8%	334	19.2%	1,744
鉄道		86	94.5%	5	5.5%	91
上水道及び工業用水道		293	80.5%	71	19.5%	364
下水道		614	81.6%	138	18.4%	752
農業土木		589	77.3%	173	22.7%	762
森林土木		196	86.0%	32	14.0%	228
水産土木		58	87.9%	8	12.1%	66
廃棄物		67	98.5%	1	1.5%	68
造園		166	92.2%	14	7.8%	180
都市計画及び地方計画		737	97.1%	22	2.9%	759
地質		390	96.1%	16	3.9%	406
土質及び基礎		769	90.8%	78	9.2%	847
鋼構造及びコンクリート		1,168	86.3%	185	13.7%	1,353
トンネル		244	95.3%	12	4.7%	256
施工計画、施工設備及び積算		407	94.4%	24	5.6%	431
建設環境		526	98.7%	7	1.3%	533
機械		27	81.8%	6	18.2%	33
電気電子		117	89.3%	14	10.7%	131
計		9,021	86.1%	1,452	13.9%	10,473

注) 「技術士等」には「都市計画及び地方計画」部門の一級建築士を含む。

建設関連業 登録業者数調査(令和6年度)

令和7年8月22日

国土交通省 不動産・建設経済局 建設振興課 専門工事業・建設関連業振興室

項目	要 望	回 答	備 考
《意見・要望》			
則用 1 発と 注し県 にて内 つ、本 い地店 て元業 本者 店の 業さ 者ら へな のる 原活	<p>(一社)全国測量設計業会連合会関東地区協議会は、関東地方整備局といわゆる災害協定を締結していますが、近年、各工事事務所と地元測量設計業協会とが災害協定を締結することも多くなっています。工事事務所においても、地元測量設計業協会会員を地域の守り手としてご認識いただいているものと想定しますが、万一の際の災害関連業務 支援を円滑に実施するためにも、地元本店業者の経営安定・拡大が不可欠であります。</p> <p>県内本店業者への発注のさらなる拡大のため、<u>国土交通省の各事務所発注の測量業務においては、原則、県内本店を応募要件とすることを要望します。</u></p>	<p>災害対応を含め、地域における社会資本を支える担い手の確保・育成の観点から、発注する都県の地域内に「本店、支店または営業所」を有する企業を参加要件とする地域要件の設定を、試行的に実施しています。</p> <p>特に、発注地域内に「本店」を有することを参加要件とする、いわゆる「本店しばり」については、競争性の確保、業務の特性・内容、業務規模等を総合的に勘案したうえで、測量業務においては、総合評価落札方式(簡易型)で発注する現地作業を含む業務に原則として適用しています。</p> <p>令和6年度の実績(測量業務契約件数) 契約総数:170件 地域要件(本店・支店・営業所)を設定した契約:144件(85%:144件/170件) うち「本店」での契約:107件(74%:107件/144件)※本店しばり69件を含む 「本店しばり」による契約:69件(41%:69件/170件)</p> <p>引き続き、事業促進に向け、地域における社会資本を支える担い手確保・育成等の観点から試行を実施していきます。</p>	
上 2 及 び熱 工中 期症 確防 保止 に つ て の 対 い す て る 経 費 計	<p>令和7年6月1日施行の改正労働安全衛生規則では、熱中症対策として事業者が講ずべき措置等について新たな規定が設けられました。測量作業においては、今まで以上に注意を払い、作業者へのさらなる周知、空冷チョッキ等の装備による現場での冷却対策など、熱中症防止に努めているところですが、新たな費用が生じていることから、これら対策にかかる費用計上をお願いします。</p> <p>また、作業者の健康障害を防ぐ対策として、特に山地や炎天下など現場条件の厳しい箇所での作業においては、一日おきあるいは、数時間のみといった設定も必要と思われますので、<u>一定期間の工期の確保及び作業時間短縮による単価の見直し(歩掛又は変化率)について配慮をお願いします。</u></p>	<p>○熱中症による労働災害への対応について 近年の気候変動の影響により、夏期に高温の日が続く中、建設現場をはじめとする職場における熱中症による労働災害が増加傾向にあります。特に死亡災害は、令和4年から3年連続で30人以上が発生しており、熱中症対策は喫緊の課題となっています。</p> <p>このような状況を踏まえ、関東地方整備局では熱中症予防対策の強化を図っており、以下のような取り組みを推進しています:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リーフレットによる注意喚起の周知 ・熱中症特設サイトの開設 ・建設現場等で作業する技術者が安全かつ健康に従事できる環境の整備 <p>○熱中症対策費用の反映について 令和6年度の設計業務等標準歩掛の一部改定により、熱中症対策費用が間接測量費に反映されました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・間接測量費は、毎年実施している諸経費動向調査を基に設定されています。 ・また、現場条件に応じた歩掛や変化率については、歩掛実態調査の結果を踏まえて改定されます。 <p>今後の適切な費用設定のため、引き続き各種調査へのご協力をお願いいたします。</p>	
す 3 る 要 優 良 業 務 ・ 優 良 技 術 者 局 長 表 彰 に 関	<p>1.測量業務における表彰件数の減少について 令和6年度の局長表彰において、測量業務の受賞件数は3件に留まりました。これは例年の10~15件と比較して著しく少なく、業界として大変残念に感じております。一方、土木関係建設コンサルタント業務では49件の受賞があり、増加傾向にあることは承知しております。</p> <p>本表彰は企業にとって最高の栄誉であると同時に、技術者にとっては目指すべき目標であり、日々の業務への励みとなるものです。測量業務に従事する技術者の努力と成果が十分に評価されなかつことは、業界としても反省すべき点と捉えております。</p> <p>2.測量技術者の特性と成果について 測量技術者は、コンサルタント技術者と比べてプレゼンテーション能力に劣る面があるかもしれません、現場においては経験と実績に基づく高い技術力を有しており、困難な条件下でも精度の高い成果物を作り上げております。朴訥ながらも誠実に業務に取り組む姿勢は、公共事業の品質確保に大きく貢献していると確信しております。</p> <p>3.表彰評価項目の開示と改善点のご教示について つきましては、<u>測量業務における表彰の評価項目をご教示いただきたくお願い申し上げます。</u>評価基準を明確にすることで、業界としても改善点を把握し、技術者育成や業務品質向上に努めることができます。</p> <p>また、昨年度の競争入札件数においては、土木関係建設コンサルタント業務580件に対して測量業務177件と、約30パーセントの割合となっております。表彰件数についても、業務の重要性と発注規模に応じて、同程度の割合で評価がなされるようご指導賜りますようお願い申し上げます。</p>	<p>測量業務につきましては、近年増加する災害の状況を一早く情報収集するため需要が増加し、非常に重要な役割を担う業務分野として認識しております。</p> <p>局長表彰は、各事務所等から推薦された業務の中から、業務部門別、業務成績、当該業務の難易、規模および重要性等の観点を総合的に勘案し選定しています。</p> <p>推薦傾向は毎年変動しており、事務所ごとの対象業務数、業務内容の複雑さ、条件、評定点の上昇など、様々な要因により表彰件数にも増減が生じることをご理解いただけますと幸いです。</p> <p>いただいたご意見につきましては、各事務所へ周知するとともに、適切に評価を行い表彰選定していきます。</p>	